

令和7年度第1回

岡山県自殺対策連絡協議会資料

資料1	第3次岡山県自殺対策基本計画（R3.3策定）に係る取組状況	1
	（資料1-1）これまでの取組と評価	1
	（資料1-2）第3次岡山県自殺対策基本計画における施策等の評価（概要）	3
資料2	令和7年度自殺予防対策関連事業	11
	（資料2-1）健康推進課、精神保健福祉センター、県保健所・支所	11
	（資料2-2）構成機関・団体	19
資料3	第4次岡山県自殺対策基本計画（仮称）の策定について	29
資料4	第3次岡山県自殺対策基本計画（R3.3策定）に係る概要	31
	（資料4-1）第3次岡山県自殺対策基本計画と国の自殺総合対策大綱について	31
	（資料4-2）第3次岡山県自殺対策基本計画（R3.3策定）の概要	33
資料5	第4次岡山県自殺対策基本計画（仮称）骨子案	35
	（資料5-1）新たな基本計画のポイント（概要・新旧比較）	35
	（資料5-2）岡山県の自殺の現状	37
	（資料5-3）計画の数値目標	59
参考資料1	自殺総合対策大綱（概要）	61
参考資料2	こどもの自殺対策緊急強化プラン（概要）	63
参考資料3	第3次岡山県自殺対策基本計画における施策等の評価（詳細）	65
参考資料4	自殺対策基本法の一部を改正する法律の公布	79
参考資料5	岡山県自殺対策連絡協議会 規約	87
参考資料6	岡山県自殺対策連絡協議会の公開について	89

（別 冊）第3次岡山県自殺対策基本計画（R3.3策定）

令和7年7月11日（金）
岡山県 保健医療部 健康推進課

これまでの取組と評価

本県では、平成23年11月に「岡山県自殺対策基本計画（平成23年度～27年度、以下「第1次計画」という。）」を、平成28年3月に「第2次岡山県自殺対策基本計画（平成28年度～令和2年度、以下「第2次計画」という。）」、令和3年3月に「第3次岡山県自殺対策基本計画（令和3年度～令和7年度、以下「第3次計画」という。）」を策定し、自殺対策に取り組んできました。

（第1次計画）

第1次計画においては、計画の目標を「自殺の少なさ全国1位」とし、数値目標として「自殺死亡率15.0以下を目指す」と設定しました。

（第2次計画）

第2次計画においては、本計画における自殺対策の数値目標を自殺死亡率と定め、「自殺者数が急増した平成9年以前の水準まで低下させることを目指し、平成32年までに自殺死亡率14.4以下、全国1位を目指す」とする目標を設定しました。また、本県における中高年男性の自殺が多かったことから、「平成32年までに50歳未満の自殺死亡率12.3以下にする」との目標もあわせて設定しました。

（第3次計画）

平成30年の50歳未満の自殺死亡率は10.9で、第2次計画において目標としていた50歳未満の自殺死亡率12.3以下を達成したことから、第3次計画では、「令和7年までに、自殺死亡率13.0以下」を目標に設定しました。また、第3次計画では、新たに「これまでの取組と評価」を項目に追加し、さらに「自殺防止のための施策等」について「基本施策」と「重点施策」に区分することで、計画の進捗状況の評価を行うとともに、本県の実情に応じた対策を検討することにより、一層効果的な自殺対策の推進を図りました。

その結果、令和2年の自殺死亡率は13.8と、第3次計画の数値目標として掲げている「自殺死亡率13.0以下」に迫りましたが、令和3年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことで、自殺者数及び自殺死亡率も増加に転じました。自殺者数及び自殺死亡率ともに令和4年以降は減少傾向にあるものの、第3次計画で掲げている「令和7年までに13.0以下にする」という目標の達成は見通せない状況です。

表1 自殺者数および自殺死亡率の年次推移

出典：厚生労働省「人口動態統計」

	岡山県					全国			
	総数	死亡率	全国順位	男	女	総数	死亡率	男	女
	(人)	(人口10万対)	(少ない方から)	(人)	(人)	(人)	(人口10万対)	(人)	(人)
H6	302	15.6	17	199	103	20,923	16.9	14,058	6,865
H7	253	13.1	1	171	82	21,420	17.2	14,231	7,189
H8	307	15.8	8	193	114	22,138	17.8	14,853	7,285
H9	361	18.6	23	247	114	23,494	18.8	15,901	7,593
H10	417	21.4	6	298	119	31,755	25.4	22,349	9,406
H11	433	22.2	8	315	118	31,413	25.0	22,402	9,011
H12	378	19.5	2	253	125	30,251	24.1	21,656	8,595
H13	411	21.2	9	288	123	29,375	23.3	21,085	8,290
H14	399	20.6	6	296	103	29,949	23.8	21,677	8,272
H15	397	20.5	2	290	107	32,109	25.5	23,396	8,713
H16	368	19.0	1	283	85	30,247	24.0	21,955	8,292
H17	418	21.5	8	318	100	30,553	24.2	22,236	8,317
H18	369	19.0	2	268	101	29,921	23.7	21,419	8,502
H19	423	21.9	9	299	124	30,827	24.4	22,007	8,820
H20	381	19.7	1	273	108	30,229	24.0	21,546	8,683
H21	401	20.8	4	304	97	30,707	24.4	22,189	8,518
H22	402	20.9	7	296	106	29,554	23.4	21,028	8,526
H23	388	20.2	7	266	122	28,896	22.9	19,904	8,992
H24	360	18.8	8	262	98	26,433	21.0	18,485	7,948
H25	340	17.8	2	232	108	26,063	20.7	18,158	7,905
H26	324	17.0	2	232	92	24,417	19.5	16,875	7,542
H27	346	18.2	20	250	96	23,152	18.5	16,202	6,950
H28	298	15.7	12	207	91	21,021	16.8	14,642	6,379
H29	264	14.0	1	192	72	20,468	16.4	14,336	6,132
H30	254	13.5	4	175	79	20,031	16.1	13,851	6,180
R元	266	14.3	6	199	67	19,425	15.7	13,668	5,757
R2	257	13.8	2	185	72	20,243	16.4	13,588	6,655
R3	301	16.3	24	203	98	20,291	16.5	13,508	6,783
R4	292	15.9	10	190	102	21,252	17.4	14,362	6,890
R5	285	15.7	9	222	63	21,037	17.4	14,388	6,649
R6									

注) 令和6年(2024)人口動態統計の結果は、令和7年(2025)9月下旬に公表見込のため空欄としている。

第3次岡山県自殺対策基本計画における施策等の評価（概要）

第3次計画で、第5章自殺対策の取組における各項目の主な実施状況・評価については、次のとおりです。

〈基本施策〉

評価・・・○（当初の計画通りに進展した）、△（おおむね順調に進展した）、×（進展は不十分だった）

項目	取組	評価理由・実績	評価
地域におけるネットワークの強化	岡山県自殺対策連絡協議会の開催	岡山県の自殺の現状を協議し、自殺対策の具体的な方向性を検討した。	○
	地域自殺対策連携調整会議の開催	保健所の自殺対策担当者や教育担当者が集い、意見交換を通じて継続支援の重要性を共有し、地域ネットワークと連携体制の構築を図った。	○
	地域において様々な問題に取り組む人々との連携強化	岡山県社会福祉協議会への補助金交付や事業委託を通じて支援者間の連携を強化するとともに、愛育委員や民生委員と自殺の状況について情報共有を行った。	○
	各相談窓口機関に対する自殺予防に関する普及及び連携強化	自殺予防週間と強化月間に相談窓口を記載したリーフレットを配布し、周知と関係機関との連携強化を図った。	○

項目	取組	評価理由・実績	評価
自殺対策を支える人材の育成	2-(ア) 様々な職種を対象とする研修		
	電話相談事業を担う相談員の育成、資質向上のための研修を支援	岡山いのちの電話協会へ委託により相談員の育成・研修を実施し、新規相談員を育成した。	○
	ゲートキーパーの養成	市町村が行うゲートキーパー研修を支援し、23市町村でゲートキーパー養成研修を実施した。	△
	民生委員・児童委員に対する研修会の開催	地域での実践活動に必要な知識や技術を深める研修会を開催し、情報共有・助言を行った。	○
	内科の医師等を対象としたうつ病診断の知識・技術の向上を図るための研修の実施	医師や看護師等、うつ病患者と接する機会または発見する機会が多い職種を対象として、うつ病の基礎知識や対処方法等を主な内容とする研修会を実施した。	△
	県自殺対策推進センターによる相談機関の職員への研修会の開催	市や社会福祉士会が実施する研修に県自殺対策推進センターの職員が講師として出席した。	○
	2-(イ) 学校教育・社会教育に関わる人への研修		
教職員の資質向上	各種研修・協議会を開催し、教員のスキルアップと学校の教育相談体制の充実を図った。	○	

評価・・・○（当初の計画通りに進展した）、△（おおむね順調に進展した）、×（進展は不十分だった）

項目	取組	評価理由・実績	評価
2 人材の育成 自殺対策を支える	2-(イ) 学校教育・社会教育に関わる人への研修		
	教職員等に対する研修、指導資料の活用促進、講演会等を促進	研修やプログラム改訂を通じて、教職員の対応力を向上させるとともに、児童生徒への命の大切さを伝える授業の実践を推進した。	○
	ひきこもり予防を支援する人材の育成	ひきこもり対策連絡会議及び研修会の開催を通じて、ひきこもり支援関係機関のネットワーク構築と支援者のスキルアップを図った。	○

項目	取組	評価理由・実績	評価
3 住民への啓発と周知	民間団体が行う電話相談事業の周知	相談窓口を記載したリーフレットを県民及び関係機関へ配布し、周知を図った。	○
	いじめの未然防止等に向けた取組の推進	いじめ防止ポスター・標語の募集を行い、いじめの未然防止に向けて学校や家庭、地域における関心と意欲の向上に努めた。	○
	自殺予防週間と自殺対策強化月間を中心とするマスメディア等を活用した自殺予防に関する普及啓発	街頭啓発活動として自殺予防啓発ティッシュを配るとともに、相談窓口を記載したリーフレットの配布、ラジオ放送、パネル展示等の様々な普及啓発を行った。	○
	県自殺対策推進センターによる大学生等若者を対象にした自殺予防に関する普及啓発	大学・大学校・専門学校へ出前講座を実施し、学生に対してこころの健康について普及啓発を行った。	○
	アルコール、薬物、ギャンブル等依存症に関する普及啓発	各啓発週間に連動して、県の広報媒体やポスター掲示などにより県民への普及啓発を行った。	○

項目	取組	評価理由・実績	評価
4 生きることの促進要因への支援	4-(ア) 相談体制の整備		
	県自殺対策推進センターにおける自殺に関する電話相談	自殺予防の相談を含むこころの健康相談を実施した。	○
	アルコール、薬物、ギャンブル等依存症に関する相談	市町村や関係機関と連携しながら、相談支援を行った。	○
	警察安全相談窓口の設置	24時間対応の総合相談窓口により、被害の未然防止に関する相談、生活の安全と平穏に関する相談等に対応し、相談者の精神的負担緩和や問題解決に努めた。	○
	犯罪被害者等への相談・支援	総合的対応窓口において、支援に関する適切な情報提供を行うとともに、関係機関との連絡、調整を行った。	○

項目	取組	評価理由・実績	評価
4 生きることの促進要因への支援	4-(ア)相談体制の整備		
	外国人への相談・支援	岡山県外国人相談センターにおいて、経済問題や健康問題など自殺の原因となりうる相談を含む生活相談に多言語で対応し、必要に応じて関係機関への取り次ぎを行った。	○
	4-(イ)自殺リスクを低下させる取組		
	自殺リスクの高い人への相談・支援	自殺に傾く可能性のある相談者に対して、傾聴するとともに、助言、他機関紹介等を行い、自殺リスクを軽減するように努めた。	○
	自殺未遂者への支援	救急病院に搬送された自殺未遂者に対して、関係機関と連携し、訪問・相談等により支援を行い、再企図の防止に努めた。	○
	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援	妊娠中からの気になる母子支援連絡票や「妊産婦受け入れ協力医療機関（精神科・心療内科）リスト」の活用により、関係機関が連携を図り個別支援等を実施した。	△
	インターネット上の自殺予告事案への適切な対応	プロバイダ等に対する照会等自殺企図者の特定に向けた調査を実施し、必要な手配・措置等を行った。	○
	警察活動を通じた適切な保護活動や関係機関への通報	自殺のおそれのある精神障害者と思慮される人を発見した際には、適切な保護活動や関係機関への通報を行った。	○
	アルコール、薬物、ギャンブル等依存症に関する普及啓発と連携強化	関係機関が出席する連携会議や各種研修を実施することにより情報共有を図るほか、冊子・資材・デジタル広告等により広く啓発活動を実施した。	△
	多職種チームによるアウトリーチ（訪問支援活動）	地域で孤立し、医療導入や継続困難な者に対し、包括的支援を行うアウトリーチを実施した。	○
女性への相談・支援	岡山県男女共同参画推進センターにおける相談対応のほか、相談員等の資質向上のため研修の実施、人身に危害が及ぶおそれのある相談には確実な保護対策を行うなど、専門的支援を行った。	○	
ひとり親家庭への相談・支援	ひとり親家庭支援センターにおいて生活・就業に関する相談対応を行うほか、県ホームページや各種広報媒体を活用してひとり親が活用できる制度の紹介を行った。	○	

評価・・・○（当初の計画通りに進展した）、△（おおむね順調に進展した）、×（進展は不十分だった）

項目	取組	評価理由・実績	評価
4 生きることの促進要因への支援	4-(イ)自殺リスクを低下させる取組		
	多様な性を認める教育・啓発	多様な性に関する正しい知識を広めるため、チラシ配布やイベント、研修会の開催や相談室の運営等を通じて啓発活動を行った。	○
	4-(ウ)生きることの促進要因を増やす取組		
	障害特性を踏まえた就労支援	障害者の就職促進や生活支援のため、職業訓練や就職面接会を実施し、障害者就業・生活支援センターを核とし一般就労への移行を進めた。	△
	人権啓発、人権に関する相談・支援体制の充実	人権に関する相談窓口を周知するためチラシを配布し、研修会を通じて相談員の専門知識向上と相談機関の連携を強化した。	○
4-(エ)遺された人への支援	4-(エ)遺された人への支援		
	自死遺族へのケアと情報提供	自死遺族の会（わかちあいの会）を開催するとともに、自死遺族等からの相談に対しては、傾聴するとともに、関係機関と連携し、自死遺族の会などの社会資源を紹介するなど普及啓発を進めた。	○

項目	取組	評価理由・実績	評価
5 SOSの出し方に関する教育	「SOSの出し方に関する教育」の推進	「SOSの出し方に関する教育」に関する研修講座を開催し、教職員が自殺予防のための正確な知識や、児童生徒のSOSへの適切な対応力を身に付けることができた。	○

〈重点施策〉 評価・・・○（当初の計画通りに進展した）、△（おおむね順調に進展した）、×（進展は不十分だった）

項目	取組	評価理由・実績	評価
1 子ども・若者への自殺対策の強化	1-(ア)いじめを苦しめた子どもの自殺の予防		
	総合的・効果的ないじめ問題への対策を推進	いじめ問題対策連絡協議会と専門委員会を通じて関係機関と連携し、専門的意見を聴取しながら施策の検証・検討を行った。	○
	アプリを利用したいじめ等の早期発見、早期対応	生徒が気軽に相談できる環境を整備し、専門相談員と学校が連携することで、いじめの早期発見・解決につなげた。	○
	1-(イ)子どもへの支援の充実		
	こどもの心の発達相談等事業	思春期青年期における発達障害診療の均てん化、支援機関との連携強化、人材育成に取り組み、トラウマケアや地域内で学び合える環境整備を進めた。	○
	社会的養護を受けている子どもへの相談・支援	NPO 法人「未来へ」に委託し、児童養護施設退所予定者や退所者に対し、生活技能セミナーや生活相談などの支援を実施した。	△
	虐待の早期発見・早期支援、虐待を受けた子どもの自立支援	市町村担当者への研修や支援を通じて連携を強化し、児童虐待の早期発見・安全確保が行われるよう支援した。	△
	子どもの虐待防止に関する支援	児童家庭支援センターの運営を支援し、相談機能を強化するとともに、養育負担軽減を通じて虐待防止に努めた。	○
	1-(ウ)生徒・学生への支援の充実		
	学校における教育相談の体制整備及び教育相談力の向上	県内の学校にスクールカウンセラーを配置し、教員対象の研修や助言を通じて教育相談体制を充実させ、児童生徒や保護者の課題解決を支援した。	○
	青少年に関するあらゆる相談の対応の推進	県青少年総合相談センターにおいて、電話・面談・SNS相談事業を通年実施し、青少年が相談しやすい環境を整備した。	○
	24時間子供SOSダイヤル	いじめ等で不安を感じる児童生徒の相談に24時間対応で応じた。	○
	青少年のスマホ・ネット問題解決と適切な利用促進	県ホームページの広報をインターネット広告で実施し、適正利用やフィルタリングの必要性を啓発するとともに、学校と協働して非行防止教室を開催し、青少年の健全育成を図った。	○
	有害情報から青少年を守る取組	学校と協働し、非行防止教室を通じてインターネットモラル向上やスマートフォンの適切な利用を啓発し、青少年の非行防止と健全育成を図った。	△

注) 「再掲」の施策は記載を省略している。

評価・・・○（当初の計画通りに進展した）、△（おおむね順調に進展した）、×（進展は不十分だった）

項目	取組	評価理由・実績	評価
1 子ども・若者への自殺対策の強化	1-(ウ)生徒・学生への支援の充実		
	児童生徒の非行防止や健全育成を目的とした教育活動	学校と警察が協力し、講話を交えた教育活動や非行防止教室を実施し、命の重みや社会規範の重要性を伝える教育活動を行った。	△
	1-(エ)若者への支援の充実		
	青年期等のひきこもり防止及び早期発見・早期支援	ひきこもり地域支援センター(精神保健福祉センター)に相談窓口を設置し、専任スタッフや心理専門職がニート・ひきこもりの相談に対応したほか、認知度向上や早期支援を図り、保健所・支所においてもひきこもり相談窓口を設置し、相談体制を整備した。	○
	ひきこもりサポーターとの連携による居場所づくりの推進	関係者やサポーターと連携して相談対応を行い、居場所を提供して対人関係を育み、ひきこもり状態の方の社会復帰を支援した。	○
	若年失業者等への就職支援	岡山労働局と連携し、県内経済団体に若者の正社員採用を要請したほか、ジョブカフェおかやまで対面やオンラインによるカウンセリングなどの就職支援を実施した。	○
ニートの状況にある若年無業者に対する職業的自立の支援	地域若者サポートステーションと連携し、就業体験や就労セミナーを実施し、利用者のニーズに応じた支援を行った。	○	
「おかやま子ども・若者サポートネット」の運営による社会生活で困難を有する子どもや若者の支援	おかやま子ども・若者サポートネットの会議や研修会を開催し、関係機関と情報交換を行い、子どもや若者の支援体制を強化した。	○	

項目	取組	評価理由・実績	評価
2 勤務問題	2-(ア)長時間労働の是正		
	過労死等防止に向けた企業への取組	岡山労働局や労働協会と連携し、有給休暇取得促進の広報や職場問題セミナーを実施するほか、「働く若者サポートガイド」などを作成し、制度や相談窓口の広報を行った。	○
	2-(イ)職場におけるメンタルヘルス対策の推進		
働き盛り世代への普及啓発	商工会議所へ委託し、メンタルヘルスの研修会、従業員に対する相談会等を実施した。	○	

評価・・・○（当初の計画通りに進展した）、△（おおむね順調に進展した）、×（進展は不十分だった）

項目	取組	評価理由・実績	評価
2 勤務問題	2-(イ)職場におけるメンタルヘルス対策の推進		
	産業保健と地域保健との連携によるメンタルヘルス対策の促進	保健所が行う健康出前講座で職場のメンタルヘルス対策を推進し、相談窓口の周知を図った。	△

項目	取組	評価理由・実績	評価
3 経済問題に対する自殺対策の推進	3-(ア)経済問題に対する相談窓口の整備		
	生活困窮者への相談・就労支援	個々の事情に応じた相談・就労支援を実施し、他機関と連携しながら住まいの相談など新たな支援にも取り組んだ。	△
	多重債務者への対策	担当者会議やホームページを通じて相談窓口を周知し、情報共有により多重債務者対策を推進した。	○
	3-(イ)経営者等に対する相談事業の実施		
	経営課題を抱えている中小企業への相談・支援	岡山県中小企業支援センターが相談支援を実施し、支援体制を構築するとともに、支援機関と連携して中小企業の課題解決に取り組んだ。	○
	倒産の危機等にある中小企業への相談・支援	岡山県商工会連合会と商工会議所が倒産危機の中小企業に経営や資金繰りの相談支援を行い事業継続と発展を支援した。	○
	3-(ウ)就職相談事業の実施		
県内企業と県内就職希望者とのマッチングによる就職支援	おかやま就職応援センターが求人情報を提供し、利用者のニーズに応じてオンライン面談を活用して支援を行った。	○	

項目	取組	評価理由・実績	評価
4 高齢者に対する自殺対策の強化	再就職支援、職業訓練による職業能力の開発等を支援	県立高等技術専門校における職業訓練や民間機関による離職者向けの訓練の実施などにより、高齢者の就業機会確保を推進した。	△
	介護・福祉・健康医療など、さまざまな面から高齢者やその家族を支える相談・支援	県内全市町村が設置している地域包括支援センターにおいて、高齢者支援を実施し、研修会を通じて職員の資質向上を図った。	○
	愛育委員、栄養委員、民生委員等との連携による孤独感・疎外感の防止	委員の活動を補助金や研修で支援し、高齢者支援や地域づくりを推進するほか、ゲートキーパー研修を市町や保健所で実施できる体制を整えた。	○
	特殊詐欺や悪質商法の被害防止に向けた取組	消費生活相談や特殊詐欺対策を実施し、啓発活動や悪質事業者の検挙を通じて被害防止を図った。	△

令和7年度 自殺予防対策関連事業 (健康推進課、精神保健福祉センター、県保健所・支所)

1 自殺対策連絡協議会及び地域会議開催

医療・法曹・愛育委員等の関係団体と県関係課で構成される会議を開催し、自殺対策の具体的な取組方針等について協議する。

また、同様の会議を保健所・支所単位でも設置し、地域の実情にあった自殺対策について協議する。

2 かかりつけ医等心の健康対応力向上研修

うつ病や思春期精神疾患は身体症状を伴うことから、内科や小児科を受診していることが多い。そこでこれら医師へうつ病等精神疾患に関する診療知識・技術に関する研修等を実施することにより、自殺の大きな原因であるうつ病等の早期発見・治療の促進を図る。(県医師会へ委託)

3 自殺対策推進センター事業

自殺対策推進センターを設置し、地域における自殺対策の強化を図る。

設置場所：県精神保健福祉センター（H22.9～）

業務内容：(1)関係機関とのネットワーク構築・普及啓発・人材育成
(2)市町村自殺対策計画策定に向けた助言・支援
(3)県民や関係機関からの相談や問い合わせへの情報提供

4 民間団体助成事業

(福)岡山いのちの電話協会に運営負担金を支出する。

5 岡山県全世代型アウトリーチ事業

(複雑困難な状況にある子ども・若者対応アウトリーチチーム)

多職種 of 専門家で構成する子ども・若者対応アウトリーチチームにより、地域の支援者が直面する困難な事例に対し早期介入や、助言を行う。

6 自殺予防普及啓発事業

セミナーの開催、パンフレット等により、自殺予防の普及啓発を図る。

(1) 自殺予防普及啓発

自殺やメンタルヘルスに関する研修会や、自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）において、関係団体と連携して自殺予防に関する普及啓発を行う。

(2) ゲートキーパーの育成

身近な方の悩みのサインに気づき、話に耳を傾け、早めに専門家へ相談するよう促し、見守ることのできる人材（ゲートキーパー）の育成を図る。

また、地域における自殺対策に資する人材を指導・育成する指導者の養成を図り、地域の自主的な取組を促進する。

7 精神保健相談支援事業

精神的に悩みを抱える方が自分らしく地域で暮らしていくためには、必要な時に相談できる窓口や適切な支援を受けることが必要不可欠であるため、電話相談支援の充実を図るとともに、特に支援を必要とする自殺対策に係る相談支援体制の整備を行う。

(1) 電話相談支援事業

電話相談活動に必要な人材の育成（相談員の研修）や普及啓発等を実施する。（（福）岡山いのちの電話協会へ委託、精神保健福祉センターの電話相談）

(2) 自殺未遂者支援

救急搬送された自殺未遂者に対して、本人・家族の同意が得られた場合、保健所・市町村等と協力して、必要に応じて医療機関などの適切な地域資源へつなぎ、生活支援を行う。

(3) 自死遺族支援

保健所において自死遺族のつどいを開催することにより、自死遺族の方の心のケアを図る。

8 市町村補助事業

市町村が実施する自殺対策事業へ補助金を交付する。（16市町で実施予定）

令和6年度 各保健所・支所における自殺予防対策事業の取組状況

○備前保健所

会議の名称	出席者・団体・機関等	会議の内容
自死遺族の集い (わかちあいの会)	自死遺族	開催状況：6回開催（奇数月第3水曜日に開催） 開催場所：備前保健所 参加者：実 7人（延 29人） 内 容：自死遺族の語り合い
自殺予防対策 研修会	吉備中央町立加賀中学校1年生及び教員 吉備中央町役場保健課	開催日時：令和6年12月5日（木）11：40～12：30 参加者：左記 計63名 内 容：メンタルヘルス研修 講演「心のSOS～ひとりで悩まないために～」 川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科 田淵 泰子 先生
	玉野市愛育委員及び民生委員 玉野市福祉政策課 玉野市健康増進課	開催日時：令和6年12月4日（水）13：30～15：00 参加者：左記 計97名 内 容：情報提供「玉野市自殺対策基本計画について」玉野市健康増進課 長谷井保健師 ○ゲートキーパー育成研修 講演「誰も自殺に追い込まれることのない玉野を目指して～ゲートキーパーって知っていますか？～」 岡山県備前保健所 保健課 黒瀬恵深氏 ○「相談窓口の案内」玉野市福祉政策課 桐井氏
	吉備中央町民生委員 吉備中央町役場保健課	開催日時：令和7年3月12日（水）9：30～10：50 参加者：左記 計61名 内 容：○ゲートキーパー育成研修 講演「誰もがいきいきと暮らせる地域を目指して～ゲートキーパーって知っていますか？～」 岡山県精神保健福祉士協会 会長 河合 宏氏
自殺予防に関する啓発	一般県民	内 容：玉野市及び吉備中央町ゲートキーパー育成研修会の場で、自殺予防月間の啓発用ティッシュやこころの相談窓口のリーフレットを配布した。 また、玉野市福祉政策課、同市健康増進課、吉備中央町保健課、瀬戸内市健康づくり推進課、備前保健所保健課それぞれの窓口にて、声掛けと啓発用ティッシュの配布を行った。

○備前保健所東備支所

会議の名称	出席者・団体・機関等	会議の内容
ゲートキーパー 研修会	岡山県農業大学校職員	開催日時：令和6年7月2日（火）13：30～14：50 参加者：左記 15名 内 容：講話「みんなのメンタルヘルス」 備前保健所東備支所保健師
	和気町民生委員児童委員	開催日時：令和7年1月16日（木）15：00～16：30 参加者：左記 180名 内 容：講話「こころのSOSをキャッチするために ～あなたも大切なゲートキーパー～」 備前保健所東備支所保健師

○備中保健所

会議の名称	出席者・団体・機関等	会議の内容
自死遺族の集い (わかちあいの会)	自死遺族	開催状況：12回開催（原則毎月第4金曜日、3月のみ第3金曜日に開催） 開催場所：備中保健所 2階会議室 参加者：実13人（延71人） 内 容：自死遺族の語り合い
自殺予防に 関する啓発	一般県民	内 容：9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間に合わせてFMくらしき20秒スポットCMで周知 9月のこころの健康づくり講演会にて、啓発ティッシュ配布。
総社市自殺対策連絡協議会	総社市自殺対策協議会委員	開催日時：令和6年11月7日（木）13：30～15：00 開催場所：総社市役所西庁舎301会議室 参加者：12人 内 容：情報提供「国・県の自殺の現状報告」 備中保健所 総社市自殺対策推進計画の評価 総社市自殺対策推進計画（第2次）案について
こころの健康 づくり講演会 (市と共催)	愛育委員、一般市民	開催日時：令和6年9月18日（水）14：00～15：30 出席者：左記 計33名 内 容：講演「こころの健康づくりとゲートキーパー」 講師 川崎医療福祉大学医療福祉学部 医療福祉学科 特任講師 田淵 泰子
ゲートキーパー養成講座 (市主催)	総社市職員	開催日時：令和6年11月21日（木）13：30～15：00 出席者：左記 計26名 内 容：講演「依存症についての理解と関わり方」 講師 岡山県精神科医療センター作業療法班作業療法士 佐藤 嘉孝 (※企画立案、講師日程調整に参画)

○備中保健所井笠支所

会議の名称	出席者・団体・機関等	会 議 の 内 容
自殺対策連絡会議	警察署、消防署、医療機関、市町自殺対策担当者	<p>開催日時：令和6年10月21日（月） 13：30～14：30</p> <p>開催場所：備中保健所井笠支所 大会議室</p> <p>参加者：32人</p> <p>内 容： ①情報提供「岡山県及び井笠地域の自殺者の状況について」 備中保健所井笠支所</p> <p>②情報提供「井笠支所管内での対応件数、対応事例について」 管内消防署員</p> <p>③市町の自殺対策に関する取組</p> <p>④意見交換</p> <p>助言：精神保健福祉センター所長 野口 正行氏</p>
自殺未遂者対応研修	警察署、消防署、医療機関、市町自殺対策担当者	<p>開催日時：令和7年1月30日（木）14：30～16：15</p> <p>参加者：105人</p> <p>内 容：（ZOOM開催）</p> <p>講和（1）「精神疾患に基づいた自殺関連行動とその対応について」 ももの里病院 副院長 田岡医師</p> <p>（2）「ももの里病院での相談の受入と市町との連携について」 ももの里病院 ケースワーカー 伊丹氏</p> <p>（3）「本人及び家族への声のかけ方について」 ももの里病院 看護部長 山本氏</p> <p>質疑応答</p>
こころの相談窓口一覧の掲載内容の検討会議	市町自殺対策担当者	<p>開催日時：令和7年1月30日（木）16：15～16：40</p> <p>参加者：8人</p> <p>内 容：（ZOOM開催）</p> <p>こころの相談窓口一覧について</p> <p>（1）活用方法について</p> <p>（2）井笠支所のホームページについて</p> <p>（3）掲載内容について</p> <p>（4）今後のスケジュール（案）について</p> <p>（5）その他</p>
自殺予防に関する普及啓発	警察署、消防署、医療機関、市町自殺対策担当者、一般市民	<p>内 容：井笠支所管内の相談窓口が記載されている「こころの相談窓口一覧」を作成、各関係機関へ配布し、周知を依頼。 警察署、医療機関、各市町村の窓口に掲示する。 消防署員が未遂者・家族へ手渡す。</p>
	愛育委員	<p>浅口市が開催した愛育委員の研修会にて健康教育を行った。</p> <p>開催日時：令和6年9月17日（火）13：35～14：05</p> <p>出席者：120名</p> <p>内 容：講演「こころの健康を保つためには！！ ～ストレスと心の関係～」 講師 備中保健所井笠支所</p>

	働き世代（管内健活企業他）	地域・職域保健連携事業の中で、企業向け健康出前講座チラシを配布し、メンタルヘルスに関する講座についての普及啓発を実施。 配布先：管内健活企業、井笠・浅口地域産業保健センター、笠岡労働基準監督署、管内市町
--	---------------	--

○備北保健所

会議の名称	出席者・団体・機関等	会議の内容
ミニゲートキーパー養成講座	高梁城南高校デザイン科2年生	開催日時：令和6年9月4日（水）10：35～11：10 内 容：情報提供「高梁市の自殺の現状」 高梁市健康づくり課保健師 講 話：「だれでもできるこころのケア ～ストレスとうまくつきあおう～」 講 師：備北保健所保健師

○備北保健所新見支所

会議の名称	出席者・団体・機関等	会議の内容
自殺予防に関する啓発	一般県民	内容：9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間に合わせてJR新見駅、新見市観光協会、新見公立大学、新見地域事務所でポスター掲示
新見市健康づくり連絡会おとな部会	新見医師会、労働基準監督署、労働基準協会、産業保健センター、愛育委員会、栄養改善協議会 地区団体代表等	開催日時：令和7年2月28日（金）13：30～15：30 内 容：新見市健康づくり連絡会おとな部会で自殺の状況について共有。心の健康づくりについて協議。
NPOハートフル・あしん20周年記念大会	一般県民 NPOハートフル・あしん関係者	開催日時：令和7年3月8日（土）13：30～15：30 内 容：こころの病とともに地域で暮らす NPO法人設立経緯紹介、体験発表、交流ふれあいイベント、自殺予防の啓発資料の紹介 配布

○真庭保健所

会議の名称	出席者・団体・機関等	会議の内容
自殺予防に関する普及啓発	備中勝山駅・ローソン勝山駅、三金や	自殺予防週間と自殺対策強化月間に合わせて、駅やコンビニ・商店にポスター掲示とティッシュ配布を依頼 その他、所内会議や事業の際にティッシュを配布
	MIT（真庭いきいきテレビ）	自殺予防週間と自殺対策強化月間に合わせて自殺の現状とメンタルヘルスについて話した。
真庭市心の健康出前講座	真庭高校看護科2年生	開催日時：令和7年3月6日（木）10：00～11：50 内 容：メンタルヘルスの基本知識を学び、看護職を目指す学生として、地域の自殺の現状や対策等について理解する。 講座の中で自殺の動向も含む管内の精神保健の動向について情報提供。※主催：真庭市（当所は参画のみ）

○美作保健所

会議の名称	出席者・団体・機関等	会議の内容
自死遺族の会 (わかちあいの会) ※勝英支所と合同	自死遺族	開催状況：年4回 参加者：実0人 延0人 開催場所：美作保健所 内 容：わかちあい
自殺予防に関する普及啓発	司法書士会津山支部、 一般市民	開催日時：令和7年3月7日(金) 7:30~8:30 開催場所：津山駅前 内 容：自殺予防啓発ティッシュ配布
	岡山県立津山高等学校 1年生、津山工業高等専門 学校1年生、岡山県美作 高等学校2年生	エイズ等出前講座で、自殺予防について講話依頼。 開催日時：①R6.11.12(水) 14:00~15:15 ②R6.12.4(水) 14:40~15:30 ③R6.12.10(火) 14:45~15:35 出席者：①岡山県立津山高等学校 238名 ②津山工業高等専門学校 174名 ③岡山県美作高等学校 247名

○美作保健所勝英支所

会議の名称	出席者・団体・機関等	会議の内容
自死遺族の会 (わかちあいの会) ※美作保健所と合同	※美作保健所の欄を参照	※美作保健所の欄を参照
自殺予防に関する普及啓発	市町村自殺対策担当者	9月の自殺予防週間に合わせて、ポスターを管内市町村に配布した。
	株式会社アイダメカシステム	開催日時：令和6年11月20日(水)13:00~14:00 開催場所：株式会社アイダメカシステム 内 容：企業より健康出前講座の申請があり、テーマ「働くあなたの健康づくり」のうち自殺予防に関する健康教育を実施。(地域・職域連携推進事業にかかる健康教育) 自殺予防啓発ティッシュや相談窓口に関するリーフレットを配布。

令和7年度 自殺予防対策関連事業予定（構成機関・団体）

＜岡山県精神科病院協会＞

- ① 岡山いのちの電話協会に寄附
- ② 自殺予防運動参加
- ③ 日本いのちの電話連盟の自殺予防事業への協力
- ④ 各精神科病院、診療所でのうつ病等診療に積極的に協力

＜岡山県精神神経科診療所協会＞

各心療内科診療所、クリニックでのうつ病等診療に積極的に協力

＜岡山弁護士会＞

自殺予防週間に際し、弁護士以外の専門家も参加した総合相談会を実施

「暮らしとこころの相談会」

9月20日（土）10:00～16:00 津山会場（津山市総合福祉会館）

9月27日（土）10:00～16:00 岡山会場（きらめきプラザ）

＜岡山県司法書士会＞

9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間に合わせて岡山駅、倉敷駅、津山駅周辺で街頭啓発活動を行う。

＜(福)岡山いのちの電話協会＞

- ① 電話相談事業24時間365日眠らぬダイヤルとして活動を継続。086-245-4343
- ② フリーダイヤル受信(厚労省補助事業)。0120-783-556
「自殺予防いのちの電話」を全国センターと協力して実施。
毎日16時～21時(岡山は20時までの協力)。毎月10日は朝8時～翌11日朝8時。
ナビダイヤル受信 0570-783-556、能登支援(予約制)ダイヤル(アウトリーチ)に参加。
孤独孤立相談ダイヤル受信(内閣府)に協力。
- ③ 第42期相談員養成事業2025年4月～2026年3月(県委託事業)
- ④ 相談員の資質向上のため継続研修・相談員のケア事業(通年、県委託事業を含む。)

⑤ 広報（6月と12月に広報誌を発行。）

ホームページ<http://okayama-inochi.jp/>

「死にたい気持ちのあなたへ」<https://shinanaide.okayama-inochi.jp/>

⑥ 公的機関・学校・民間への講師派遣事業(聴き方研修、ゲートキーパー研修、いのちの授業など)

⑦ 市民公開講座「こころの力」（県委託事業） 会場：ピュアリティまきび 9月予定

⑧ 第38回岡山自殺予防シンポジウム 会場：ピュアリティまきび 11月16日予定

⑨ 関係機関との連携

<岡山県民生委員児童委員協議会>

地域の身近な相談相手、つなぎ役として各地域で日々活動をしている。また、5月12日「民生委員・児童委員の日」に合わせて、警察と連携しながら県下一斉でのあいさつ運動を実施。孤独・孤立の防止、安全・安心の地域づくりに向けて活動を行う。

<岡山県愛育委員連合会>

- ・担当地域で、妊産婦や乳幼児、思春期、中高年、高齢者と、ライフステージ全般にかかわり、日頃の活動の中で個別の声かけや訪問、見守りを実施。
- ・愛育委員は「地域のお母さんお父さん」、「身近な相談役」として丁寧に対応し、必要に応じ、専門の相談窓口の紹介及び地域の現状の共有。
- ・愛育委員自身が自殺の現状や対策を学ぶことで、家族や地域の方の心の健康に関心を広げ、「気づく」「傾聴」「つなぐ」「見守る」を地域活動に生かすための研修会を実施。
- ・心の健康づくりに関連するチラシを配布し、普及啓発。

*愛育委員による個別家庭訪問数 令和6年度 394,280件

<岡山労働局>

労働基準監督署において、事業場に対し、以下の事項を通年指導。

また災害防止団体、事業者団体等に対しても、労働局及び労働基準監督署において、随時以下の内容を周知。

- ・産業医及び衛生管理者の選任等管理体制の確保、衛生委員会の開催や労働者の健康確保措置に関する審議状況（以上、50人未満事業場を除く）、ストレスチェックの実施（50人未満事業場は周知）や、長時間労働を行った者（希望者に限る）に対する医師面談等、法定事項に基づく措置の指導。また法定外の場合でも法に準じた措置の指導勧奨。
- ・「労働者の心の健康の保持増進のための指針」、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」、「過重労働による健康障害を防止するための総合対策」な

ど、各種指針等に基づく措置の指導勧奨。

- ・50人未満の事業場に対し、様々な産業保健の情報提供、アドバイス等行う岡山産業保健総合支援センター及び県内7カ所の地域産業保健センターの利用勧奨。

<岡山県教育庁人権教育・生徒指導課>

①心と命のサポート事業（出前授業）※詳細は別紙のとおり

②「SOSの出し方に関する教育」に係る研修講座

県立学校教職員を対象に、自殺予防のための正確な知識理解の促進や、児童生徒のSOSへの適切な対応力の向上を図るために、講師による講義・演習等の研修を実施する。（県立学校以外の学校、教育委員会等は、希望があれば参加可能）

③県立学校人権教育サポート事業における学校訪問

当課班員が県立学校に訪問し「自殺予防」をテーマとした研修を行う。令和5年度～令和9年度までの5年間で県内の全県立学校に訪問し、研修を行う。

<医薬安全課>

①悩みを抱えた人に相談を促す動画を作成し、市販薬乱用防止のための広告をSNS等で実施。

②薬物相談窓口の利用を促進するため、その周知を図る。

③販薬乱用防止のため薬剤師会等関係団体、相談窓口対応職員等に対するゲートキーパー養成講座を実施。

<子ども家庭課>

①ひとり親家庭などの就職や生活等に関する相談の実施

岡山県ひとり親家庭支援センター 月、火、木、金 9:00～16:30

②青少年に関する相談の実施

岡山県青少年総合相談センター 総合相談窓口

電話、面接、電子メール、SNS

毎日 8:30～21:30 SNSは火・木・土 17:00～21:00

③子どもや子育てに関する相談の実施

子ども・家庭電話相談室 月～土 9:00～20:00

親子のための相談LINE 月～金 10:00～19:00

<労働雇用政策課>

- ①障害のある人の就職促進のための就職面接会の開催（未定）
- ②企業に対する積極的な正社員採用等の働きかけや、ジョブカフェおかやまにおける若年失業者等への就職支援（通年）
- ③ニートの状況にある若年無業者への職業的自立支援（通年）
- ④マッチング（職業紹介）による就職支援（通年）
- ⑤企業における高年齢者雇用の確保（通年）
- ⑥過労死防止のため、年次有給休暇の取得率の向上、メンタルヘルス対策の促進ハラスメントの予防・解決に向けた企業への取組の促進
- ⑦制度、相談窓口等の紹介（通年）
 - ・「働く若者サポートガイド」25,000部（3月予定）
（県内高校、大学、労働関係機関へ配布）
 - ・「新しい働き方スタイルガイドブック」1,690部（8月予定）
（行政機関、労働関係機関等へ配布）
 - ・「おかやま労働」1,100部（年4回）（行政機関、労働関係機関等へ配布）

<岡山県精神保健福祉センター>

岡山県自殺対策推進センター（旧：岡山県自殺予防情報センター）を設置（H22.9月）し、自殺対策に取り組んでいる。

- ① 自殺予防対策事業
 - ・市町村及び保健所、地域の民間団体が行う事業に関する相談支援、技術的助言
：市町村、保健所、関係機関等からの相談に対応（随時）
- ② 岡山県自殺対策推進センター事業
 - ・電話相談の実施
：こころの健康相談（086-201-0828）
月～金 9:30～12:00、13:00～16:00
※こころの健康相談統一ダイヤル（0570-064-556）
月～金（祝・年末年始を除く）9:30～12:00、13:00～16:00としても対応
 - ・市町村及び保健所、地域の民間団体が行う事業に関する相談支援、技術的助言
：市町村、保健所、関係機関等からの相談に対応（随時）
：岡山県弁護士会との連携相談会「暮らしとこころの相談会」の実施
9月（自殺予防週間）、3月（自殺対策強化月間）に実施予定
：各団体が行うゲートキーパー養成研修への企画
 - ・地域自殺対策計画の策定・推進・評価に必要な支援及び情報提供
：各市町村計画の進捗状況の調査、保健所からの相談に対応

- ・普及啓発
 - 9月（自殺予防週間9/10～16）、3月（自殺対策強化月間）を中心に実施
 - ：相談案内リーフレット作成・配布（県内コンビニに配置、警察や税務署、商工会議所等相談窓口に配布）
 - ：大学生自殺予防出前講座実施（YouTubeによる配信）
 - ：普及啓発パネルの貸し出し
 - ：新聞、ラジオ等のマスコミの活用
- ・地域自殺対策ネットワークの構築、強化
 - ：地域自殺対策連携調整会議の開催
 - ：子ども・若者の自殺危機に特化したアウトリーチチームを設置し、学校、地域の支援者等のネットワーク構築を図る
- ・自殺未遂者、自死遺族者支援
 - ：個別支援、支援者研修会の開催
 - ：医療機関、家族等から相談のあった未遂者等の個別支援
 - ：保健所が行う自殺未遂者、遺族者支援に対する指導や助言等の支援
 - ：未遂者支援に従事する職員の研修会の開催
- ・人材育成研修
 - ：相談機関の担当職員に対する研修会の開催

児童生徒に命の大切さを伝える講師を派遣します
令和7年度

費用負担

0円

心と命のサポート事業（出前授業）

人権学習
の講演

自殺予防
教育

生命尊重

デート
DV

多様性

いじめ等の問題に直面した当事者や命に関わる仕事に携わる講師が、直接学校を訪問して出前授業を実施し、子どもたちに命の大切さや一人一人がかけがえのない存在であることを伝え、いじめや自殺等の未然防止を図ります。

対象

【申請できる学校】

岡山市立を除く県内の公立学校

（小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校）

【講演対象】

児童生徒（保護者向け、教職員研修は対象外）

【その他】

各校1回（特別支援学校は学部単位での申請2回を上限。昼・夜間部がある学校は各1回）

応募締め切り

令和7年5月7日（水）

※締め切り後の申請については別途ご相談ください。

申込みの手順

- ①申請書に必要事項を記入する（希望する講師、希望日時は第3希望まで埋める）
- ②所属長の決裁を得た上で、「日付」「発番」を入力する
- ③申請書【Excel ファイル：様式1】を添付し、電子メールで申請する
メールアドレス：jinkyō-shidou@pref.okayama.lg.jp

※締め切り内に申し込んだ学校は、5月下旬頃に講師決定通知をメールにて送付します。
5月中にメールが届かない場合は、「086-226-7612」にご連絡ください。

令和7年度 心と命のサポート事業 講師紹介

※講師についての詳細は別紙参照

講師名	対象	キーワード	オンライン	講演時間
市原 千代子	小・中・高・特	いじめ防止 自殺予防 生命尊重 虐待防止	○	60分～90分
上村 茂仁 【ウィメンズクリニックかみむら】	小・中・高・特	デートDV 多様性 性暴力被害防止	○	70分以上 (小学校は45分以上)
東海林 みゆき 【生きテクサポート/Life is】	小・中・高・特	いじめ防止 生命尊重 デートDV 多様性	○	60分～70分 (応相談)
富岡 美佳 【聖泉大学】	小・中・高・特	ライフスキル教育 包括的性教育 プレコンセプションケア	○	60分～90分
鳥越 千裕 【デージーライフ】	小・中・高・特	生命尊重 デートDV 性暴力被害防止 多様性	×	60分～90分 (可能なら70分以上)
東森 二三子 【NPO 法人ミントハウス】	小・中・高・特	いじめ防止 自殺予防 生命尊重 デートDV	○	学校からの希望 に合わせます
安田 和広 【公益財団法人岡山県臓器バンク】	小・中・高・特	自殺予防 生命尊重 臓器移植医療	○	30～90分 (応相談)
山下 明美 【CAP プロジェクトおかやま】	小・中・高・特	いじめ防止 生命尊重 虐待防止 デートDV	中学生以上 ○	90分～120分
岡山弁護士会	小・中・高・特	いじめ防止	○	45分～60分 (1限程度)
岡山県精神科医療センター	小・中・高	心の健康 デートDV 性暴力被害防止	○	40分～60分
社会福祉法人岡山いのちの電話協会	中・高	自殺予防 生命尊重	×	1時間 ワークありで延長可
岡山地方法務局 岡山県人権擁護委員連合会	中・高・特	いじめ防止 デートDV	×	学校からの希望 に合わせます
県外 小森 美登里 【NPO 法人ジェントルハートプロジェクト】	小・中・高・特	いじめ防止 自殺予防	○	90分 (応相談)
県外 高橋 聡美 【一般社団法人高橋聡美研究室】	小・中・高・特	いじめ防止 自殺予防 心の健康 デートDV	○	基本1限 (日にちは別紙参照)
県外 竹内 清文 【NPO 法人レインボーハート okinawa】	小・中・高・特	いじめ防止 自殺予防 生命尊重 多様性	○	1コマ～2コマ
県外 本郷 由美子 【グリーンパートナー歩み】	小・中・高・特	自殺予防 生命尊重 虐待防止	○	45分、60分、 90分
県外 一般社団法人リヴオン	小・中・高	自殺予防 生命尊重 心の健康 多様性	○	60分前後
新規 久保木 裕子 【一般社団法人日本家族計画協会】	小・中・高 (特は要相談)	いじめ防止 自殺予防 生命尊重 多様性	○	小学生:45分以上 中高生:50分以上
新規 田淵 泰子 【川崎医療福祉大学】	小・中・高・特	自殺予防 生命尊重 心の健康 多様性	○	60分～180分 (応相談)
新規 為清 淑子 【だいじょうぶらぼ】	小・中・高・特	生命尊重 デートDV 性暴力被害防止 多様性	○	60分～90分
新規 県外 廣田 誠 (特は要相談)	小・中・高 (特は要相談)	いじめ防止 自殺予防 心の健康 生命尊重	○	60分～90分

※不明な点は下記<問合せ先>まで御連絡ください。

<問合せ先>

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課 人権教育班

Tel: 086-226-7612 メール: jinkyō-shidou@pref.okayama.lg.jp



岡山県マスコット ももっちと仲間たち

複雑困難な状況にある子ども・若者対応アウトリーチチーム

事業概要

- ・自殺リスクの高い未成年者に対し、市町村等、地域の関係機関の支援が行き詰っている等の困難ケースを対象に、多職種の専門家(精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士等)により構成される「複雑困難な状況にある子ども・若者対応アウトリーチチーム(以下「チーム」という。)」が、地域の関係機関に対して、課題解決の糸口を見出すために専門性の高い支援を短期・集中的に実施します。

支援対象者

- ・20歳未満の者のうち、地域の関係機関による支援を行っているが複雑困難な課題があり、今後、多機関多職種による連携支援を必要とする次の者を対象とする。

- ①自殺未遂歴がある
- ②自傷行為の経験がある
- ③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない
- ④家族を自殺で亡くしている

対象地域

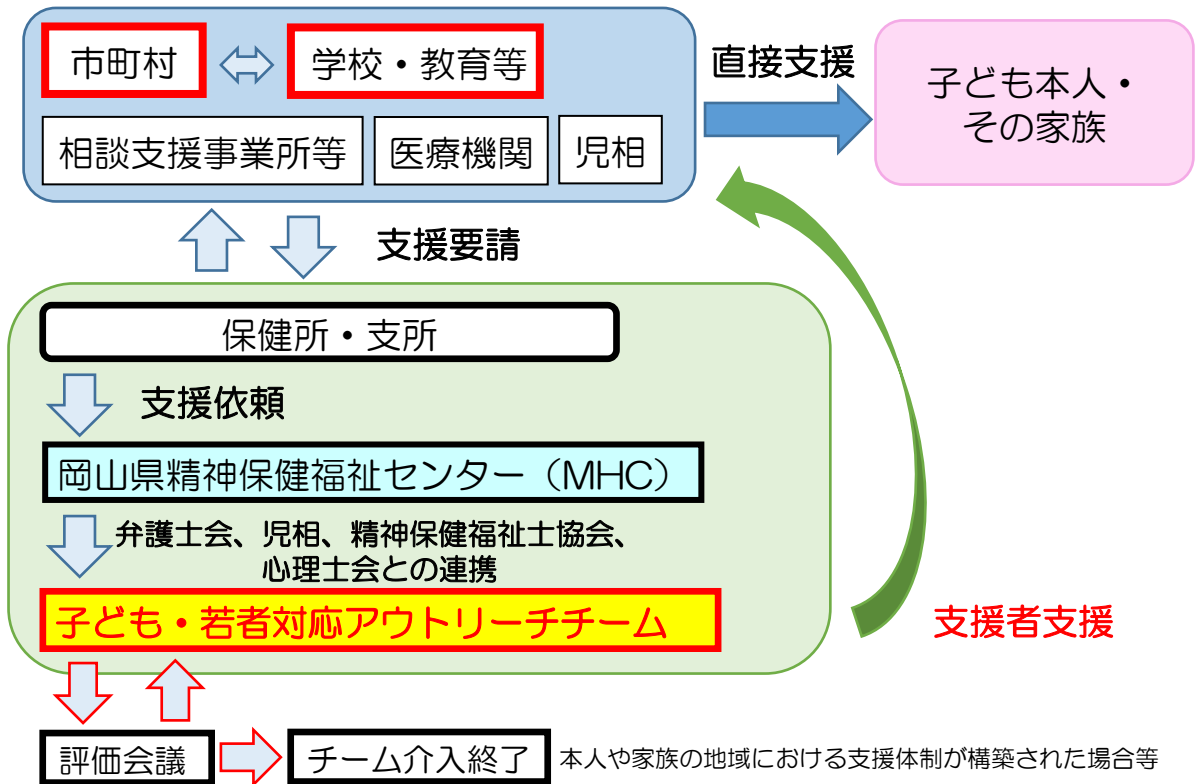
- ・**岡山市を除く**県内全域。(注)支援対象者の居住地(住民票)で判断する。

チームによる支援で見込まれる効果

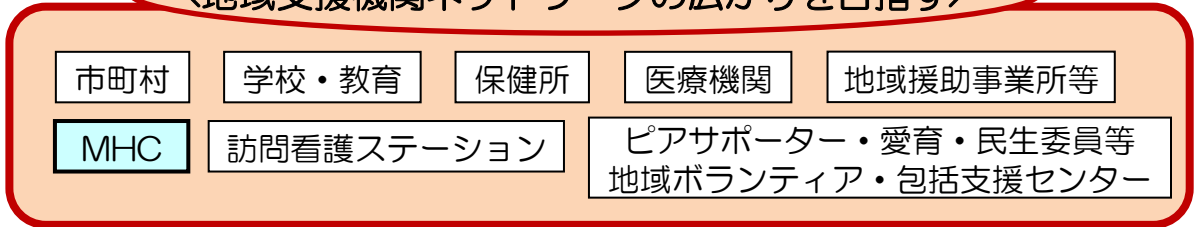
- ①子どもの自殺防止と学校現場の負担軽減
 - ・複雑困難な子どもの自殺危機への対応。
 - ・専門家としての助言を行い、学校現場の負担軽減に寄与。
 - ・若年層以外へのリーチ(家庭全体への包括的な支援)もできる。
- ②地域の自殺対策力の向上
 - ・子どもの自殺危機対応のノウハウの蓄積
 - ・ケースへの具体的な対応を通じた、地域の自殺対策ネットワークの強化

支援フロー(イメージ)

【地域の関係機関】



〈地域支援機関ネットワークの広がりを目指す〉



支援の行き詰まりを感じている場合は
お気軽にお問い合わせください。



©岡山県「ももっち」

〈連絡先〉

- 岡山県精神保健福祉センター 岡山市北区厚生町3-3-1 (TEL) 086-201-0850
- 岡山県保健医療部健康推進課 岡山市北区内山下2-4-6 (TEL) 086-226-7330

※岡山市にお住まいの方についてのご相談は、
岡山市こころの健康センター(TEL)086-803-1273へご相談ください。

第4次岡山県自殺対策基本計画(仮称)の策定について

1 次期計画策定の概要

- ・本県では、令和3年3月に策定した「第3次岡山県自殺対策基本計画(令和3年度～令和7年度)」に基づき、自殺予防対策を総合的に推進している。
- ・本計画が今年度で終了するため、国が5年ごとに策定する「自殺総合対策大綱」(令和4年10月閣議決定)等を勘案の上、次期計画を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第1項に基づき策定する都道府県自殺対策計画である。

(参考) 自殺対策基本法〔抜粋〕

(都道府県自殺対策計画等)

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 略

3 計画期間 令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間

4 策定の考え方

- ・国の自殺総合対策大綱を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すとともに、社会情勢等を考慮し総合的な対策を盛り込む。
- ・子ども・若者の自殺などの喫緊の課題を踏まえた内容とする。
- ・「第9次岡山県保健医療計画」など、関連する計画との整合を図る。

5 策定スケジュール

時期	内容
7月11日	○第1回岡山県自殺対策連絡協議会 ・計画骨子案の審議 (協議会意見を踏まえ骨子案を修正し、素案策定)
10月10日	○第2回岡山県自殺対策連絡協議会 ・計画素案の審議(協議会意見を踏まえ素案を修正)
11月下旬	パブリック・コメント開始(1か月間)※
12月下旬	パブリック・コメント終了 ・パブリック・コメント意見を踏まえ修正等を検討
1月	○第3回岡山県自殺対策連絡協議会(※パブコメ状況により書面開催) ・パブリック・コメント意見を踏まえた計画最終案の審議
3月	○「第4次岡山県自殺対策基本計画」の策定

(※)パブリック・コメント開始など節目には、連絡協議会委員に文書により状況報告を行う。

第3次岡山県自殺対策基本計画(R3.3策定)

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
令和3年度から令和7年度までの5年間

第2章 本県における自殺の現状と課題

- 1 自殺者数及び自殺死亡率の推移
- 2 自殺者の年齢階級、職業及び原因・動機別の状況
- 3 自殺に関する相談の状況
- 4 自殺の現状に対する岡山県独自の取組
- 5 課題(重点的に対策を講じるべき対象者)

第3章 これまでの取組と評価

- 1 第2次計画の数値目標
- 2 第2次計画における施策等の評価

第4章 自殺対策の基本的な考え方

- 1 基本理念
『誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現』
- 2 基本方針
(1) 生きることの包括的な支援としての対策の推進
(2) 関連施策との連携を強化した包括的な取組
(3) 対応の段階に応じた効果的な対策
(4) 実践と啓発を両輪とする取組の推進
(5) 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

第5章 自殺対策の取組

- 〈基本施策〉
 - 1 地域におけるネットワークの強化
 - 2 自殺対策を支える人材の育成
 - 3 住民への啓発と周知
 - 4 生きることの促進要因への支援
 - 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- 〈重点施策〉
 - 1 子ども・若者への自殺対策の強化
 - 2 勤務問題に対する自殺対策の推進
 - 3 経済問題に対する自殺対策の推進
 - 4 高齢者に対する自殺対策の強化

第6章 計画の数値目標

- 1 自殺死亡率

第7章 推進体制

- 1 岡山県における推進体制、施策の評価及び管理
- 2 地域における連携、協力の確保

第4次自殺総合対策大綱(R4.10策定)

※下線は第3次大綱からの主な変更箇所

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる
 阻害要因: 過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
 促進要因: 自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

- 1 生きることの包括的な支援として推進する
- 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4 実践と啓発を両輪として推進する
- 5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- 6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第4 当面の重点施策

- 1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
- 2 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
- 3 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
- 4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- 5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- 7 社会全体の自殺リスクを低下させる
- 8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 9 遺された人への支援を充実する
- 10 民間団体との連携を強化する
- 11 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- 12 勤務問題による自殺対策を更に推進する
- 13 女性の自殺対策をさらに推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ◎ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少(平成27年18.5⇒令和8年13.0以下)

第6 推進体制等

- 1 国における推進体制
- 2 地域における計画的な自殺対策の推進
- 3 施策の評価及び管理
- 4 大綱の見直し

【今後の方向】

第4次岡山県自殺対策基本計画(仮称)の策定にあたり、国の示した上記大綱や本県の晴れの国おかやま生き生きプランを踏まえながら、次期計画づくりを進める必要がある。

第3次岡山県自殺対策基本計画

《計画期間 令和3年度～令和7年度》

基本理念 「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」

自殺対策の基本的な考え方

- 生きることの包括的な支援としての対策の推進
生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす取組を通じて自殺リスクを低下させる。
- 関連施策との連携を強化した包括的な取組
様々な分野の人々や組織が密接に連携し、自殺対策の取組を推進する。
- 対応の段階に応じた効果的な対策
対応の段階に応じたレベルごとの対策を実施する。
- 実践と啓発を両輪とする取組の推進
自殺に追い込まれるという危機に陥った場合は、誰かに援助を求めることが適当であるということが地域全体の共通認識となるように普及啓発を行う。
- 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進
国、県、市町村、関係団体、民間団体、企業、県民が連携・協働して自殺対策を推進する。

自殺防止のための施策等

基本施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
県・市町村、関係団体・民間団体、企業、県民等と相互に連携・協働し、自殺対策を推進
- 2 自殺対策を支える人材の育成
ゲートキーパーの育成、かかりつけ医のうつ病研修、心と命の大切さを伝える講演会等
- 3 住民への啓発と周知
イベント開催・メディア等を利用した普及啓発
- 4 生きることの促進要因への支援
相談体制の整備、自殺未遂者支援、依存症対策、人権啓発、残された人への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
つらいときや苦しいときは助けを求めてもよいということを学ぶ教育

重点施策

- 1 子ども・若者への自殺対策の強化
いじめ問題への対策、子ども虐待の早期発見・早期支援、ひきこもり支援
- 2 勤務問題に対する自殺対策の推進
過労死等防止、メンタルヘルス対策の促進
- 3 経済問題に対する自殺対策の推進
相談窓口の整備、就職支援
- 4 高齢者に対する自殺対策の強化
地域における声かけ活動、特殊詐欺や悪質商法の被害防止

数値目標

- 自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数） 令和元年：14.3 → 令和7年：13.0

新たな岡山県自殺対策基本計画のポイント

※下線は現行の第3次県基本計画からの主な変更箇所

- 目指す姿** 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現
- 計画期間** 令和8(2026)年度～令和12(2030)年度までの5年間
- 基本方針**
- (1) 生きることの包括的な支援としての対策の推進
 - (2) 関連施策との連携を強化した包括的な取組
 - (3) 対応の段階に応じた効果的な対策
 - (4) 実践と啓発を両輪とする取組の推進
 - (5) 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進
 - (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮

具体的な施策

〈基本施策〉

基本施策1

- ・地域におけるネットワークの強化

基本施策2

- ・自殺対策を支える人材の育成

基本施策3

- ・住民への啓発と周知

基本施策4

- ・自殺未遂者等への支援の充実

基本施策5

- ・自死遺族等への支援の充実

基本施策6

- ・児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉

重点施策1 子ども・若者への自殺対策の強化

重点施策2 勤務・経営問題に対する自殺対策の推進

重点施策3 生活困窮者に対する自殺対策の推進

重点施策4 高齢者に対する自殺対策の強化

岡山県自殺対策基本計画の骨子の比較

【第3次岡山県自殺対策基本計画(R3.3策定)】

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
令和3年度から令和7年度までの5年間

第2章 本県における自殺の現状と課題

- 1 自殺者数及び自殺死亡率の推移
- 2 自殺者の年齢階級、職業及び原因・動機別の状況
(1)年齢階級別の状況
(2)職業別の状況
(3)原因・動機別の状況
(4)自殺未遂者の状況
(5)令和2年の自殺者の状況
- 3 自殺に関する相談の状況
- 4 自殺の現状に対する岡山県独自の取組
- 5 課題(重点的に対策を講じるべき対象者)
(1)年齢階級別に見た課題
(2)原因・動機別に見た課題
(3)新型コロナウイルス感染症流行の影響

第3章 これまでの取組と評価

第4章 自殺対策の基本的な考え方

- 1 基本理念
『誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現』
- 2 基本方針
(1)生きることの包括的な支援としての対策の推進
(2)関連施策との連携を強化した包括的な取組
(3)対応の段階に応じた効果的な対策
(4)実践と啓発を両輪とする取組の推進
(5)関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

第5章 自殺防止のための施策等

<基本施策>

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

<重点施策>

- 1 子ども・若者への自殺対策の強化
- 2 勤務問題に対する自殺対策の推進
- 3 経済問題に対する自殺対策の推進
- 4 高齢者に対する自殺対策の強化

第6章 計画の数値目標

- 1 自殺死亡率
令和元年 14.3 → 令和7年 13.0 (△1.3)

第7章 推進体制

- 1 岡山県における推進体制、施策の評価及び管理
- 2 地域における連携、協力の確保

【第4次岡山県自殺対策基本計画(案)】

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間
令和8年度から令和12年度までの5年間

第2章 本県における自殺の現状と課題

- 1 自殺者数の推移
- 2 自殺死亡率の推移
- 3 自殺者数及び自殺死亡率の都道府県比較
- 4 2次医療圏ごとの自殺者数・自殺死亡率
- 5 年齢階級別の状況
- 6 職業別の状況
- 7 原因・動機別の状況
- 8 自殺未遂者の状況
- 9 自殺の手段
- 10 新型コロナウイルス感染症拡大下での自殺の概況
(1)自殺者数の推移
(2)性別・年齢階級別の状況
(3)性別・職業別の状況
- 11 自殺に関する相談の状況
- 12 自殺の現状に対する岡山県独自の取組
- 13 対策が優先されるべき対象群と課題
(1)地域自殺実態プロファイルによる本県の自殺の特徴
(2)課題

第3章 これまでの取組と評価

第4章 自殺対策の基本的な考え方

- 1 基本理念
『誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現』
- 2 基本方針
(1)生きることの包括的な支援としての対策の推進
(2)関連施策との連携を強化した包括的な取組
(3)対応の段階に応じた効果的な対策
(4)実践と啓発を両輪とする取組の推進
(5)関係者の役割の明確化と連携・協働の推進
(6)自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮

第5章 自殺防止のための施策等

- 1 施策体系
- 2 基本施策
(1)地域におけるネットワークの強化
(2)自殺対策を支える人材の育成
(3)住民への啓発と周知
(4)自殺未遂者等への支援の充実
(5)自死遺族等への支援の充実
(6)児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- 3 重点施策
(1)子ども・若者への自殺対策の強化
(2)勤務・経営問題に対する自殺対策の推進
(3)生活困窮者に対する自殺対策の推進
(4)高齢者に対する自殺対策の強化

第6章 計画の数値目標

- 自殺死亡率
(案) 令和12年 までに12.7以下

第7章 推進体制

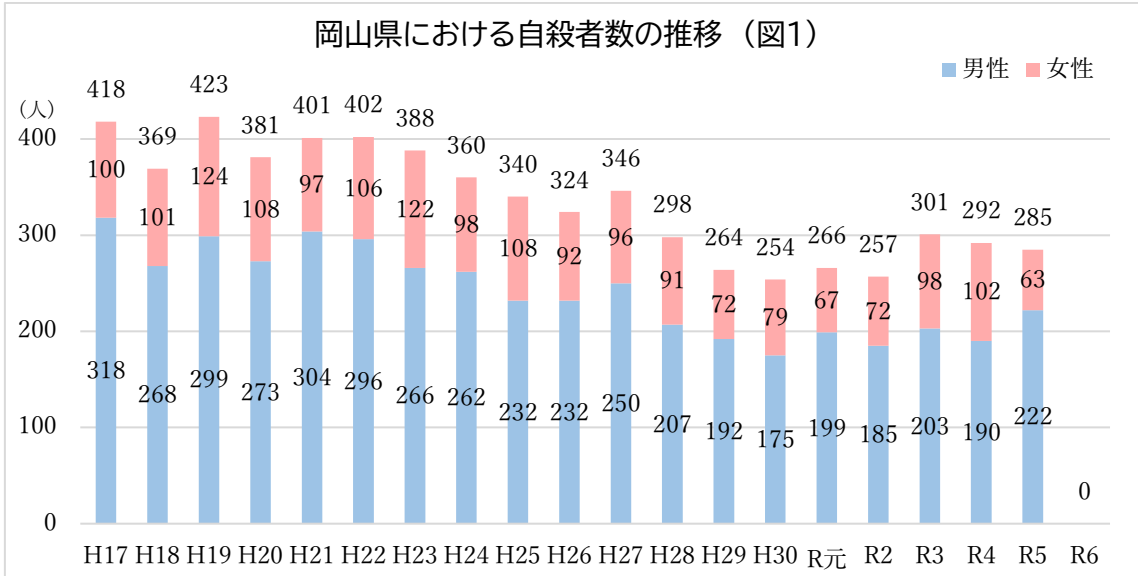
- 1 岡山県における推進体制、施策の評価及び管理
- 2 地域における連携、協力の確保

本県における自殺の現状と課題

1 自殺者数の推移

本県の自殺者数を平成 17 年からみると、400 人前後で推移しており、平成 23 年に 400 人を下回ってからは減少傾向にありましたが、令和 3 年に増加に転じ、令和 6 年には●●人となっています。(図 1)

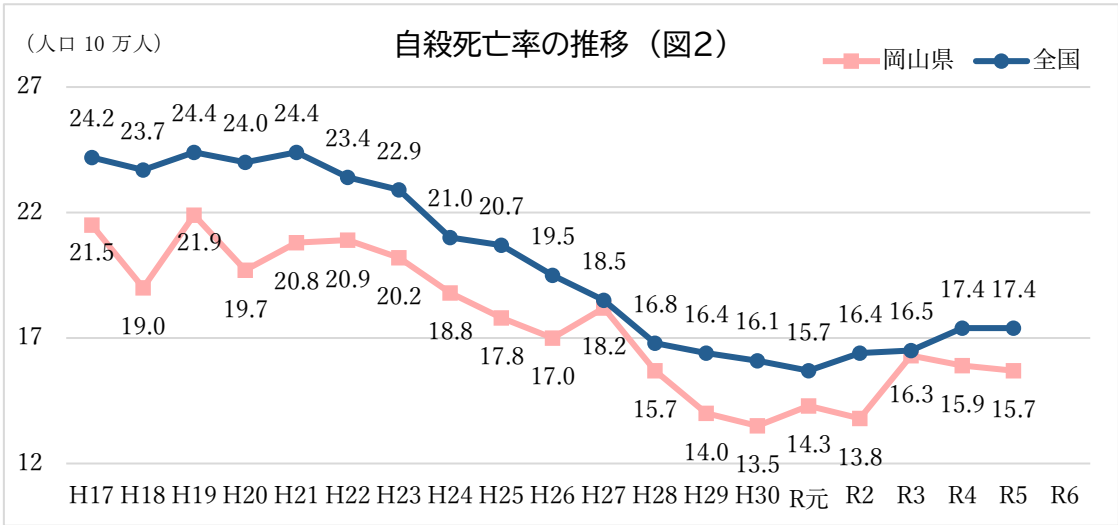
また、男女別でみると、本県の毎年の自殺者数の約 70%を男性が占めており、全国の状況と比較して大きな差異はありません。



出典：厚生労働省「人口動態統計」

2 自殺死亡率の推移

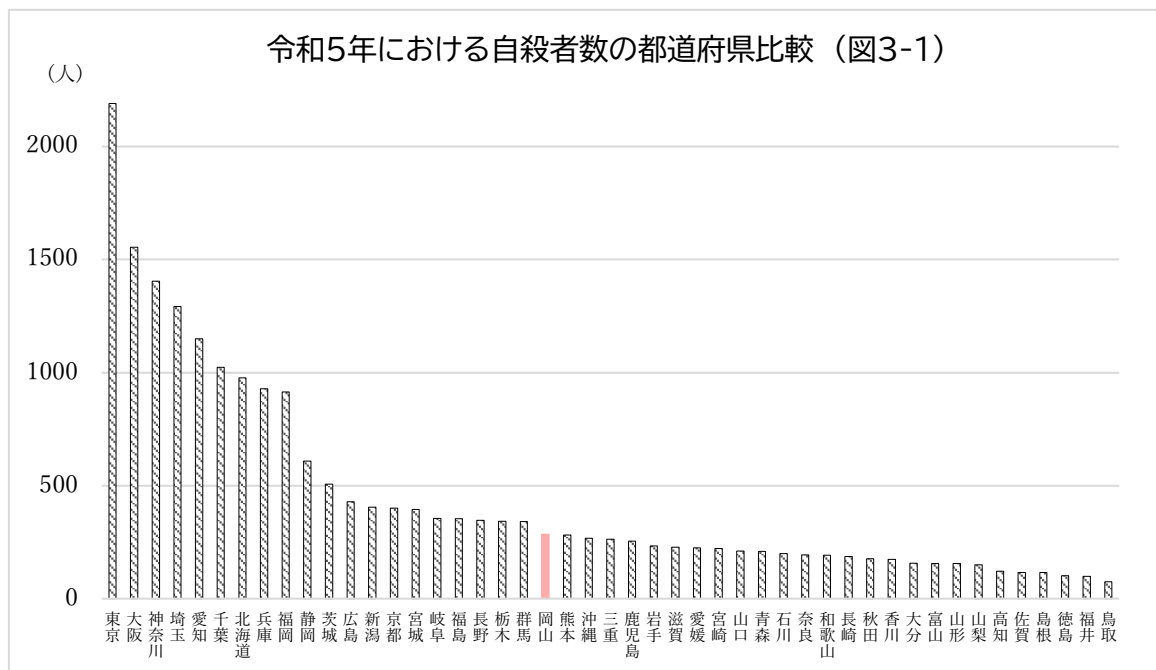
人口 10 万人当たりの自殺者数 (以下「自殺死亡率」という。) でみると、本県の自殺死亡率は全国平均を下回っており、近年は低下傾向にあります。(図 2)



出典：厚生労働省「人口動態統計」

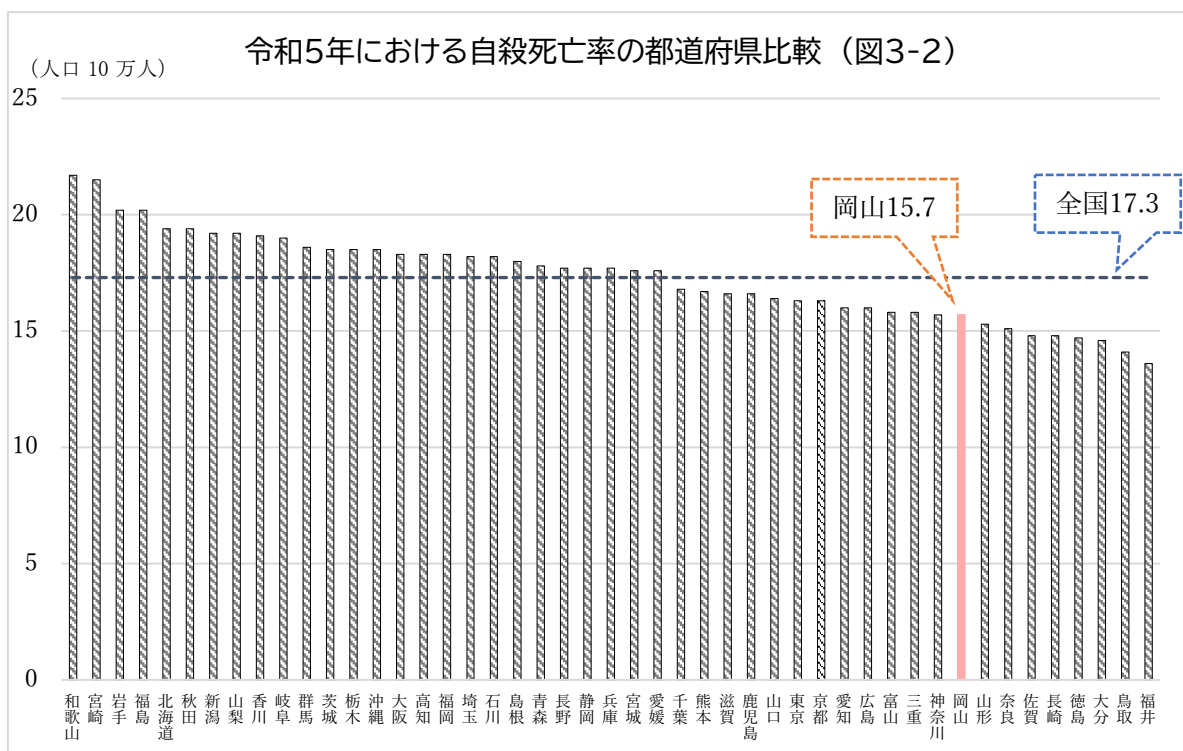
3 自殺者数及び自殺死亡率の都道府県比較

令和5年における本県の自殺者数は285人と、47都道府県中少ない方から第27位となっています。(図3-1)



出典：厚生労働省「人口動態統計」

令和5年における本県の自殺死亡率は15.7と、全国平均と比較して1.6ポイント低く、47都道府県中少ない方から第9位となっています。(図3-2)

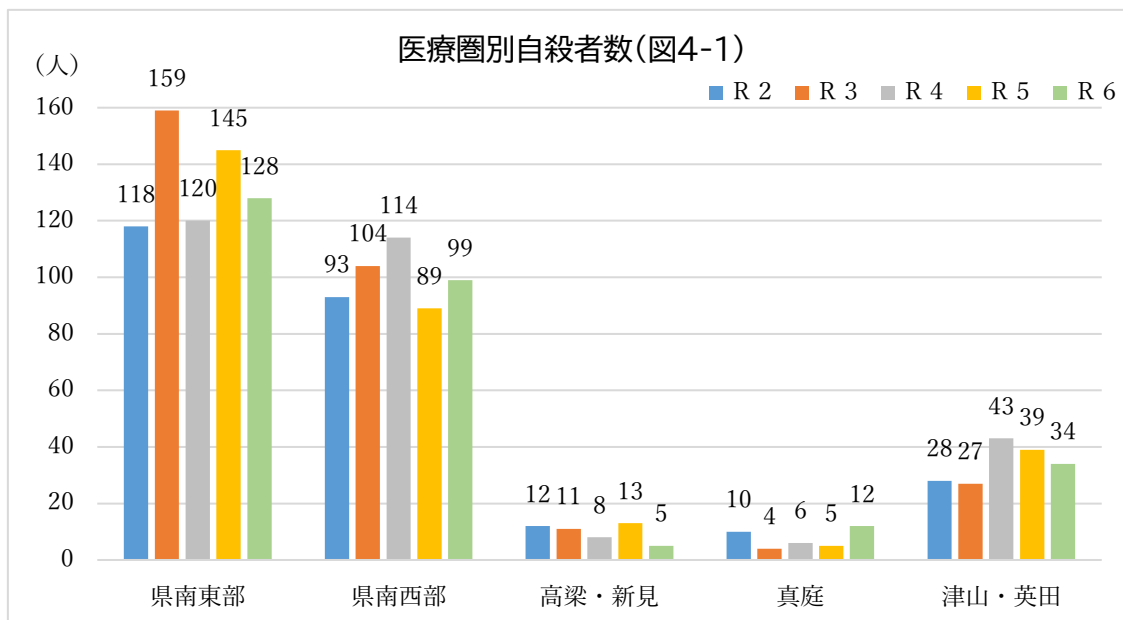


出典：厚生労働省「人口動態統計」

4 2次医療圏ごとの自殺者数・自殺死亡率

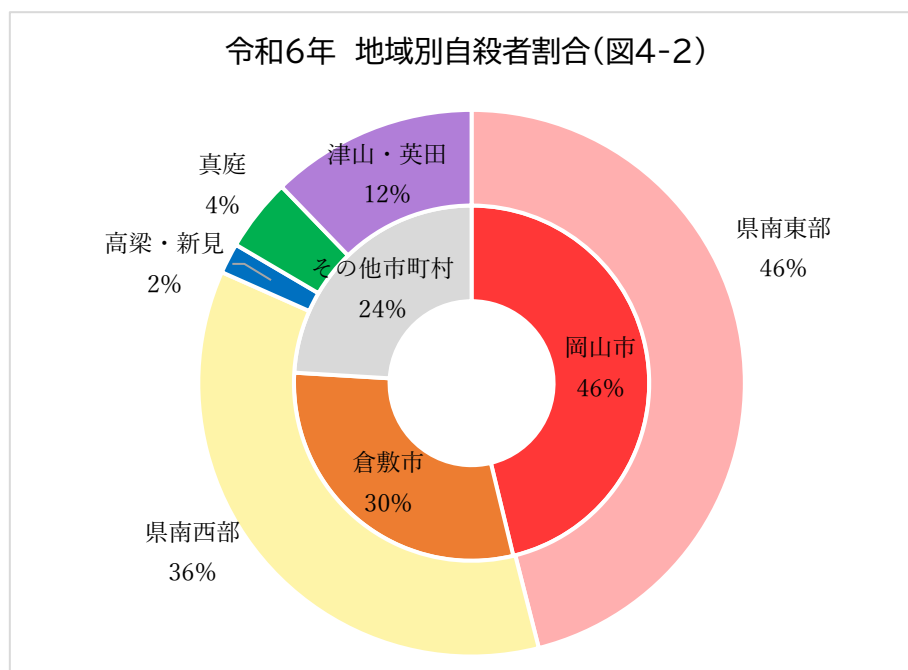
(1) 2次医療圏別の自殺者数の推移

2次医療圏ごとの自殺者数を見ると、多い順から県南東部、県南西部、津山・英田、高梁・新見、真庭となっています。(図4-1)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」

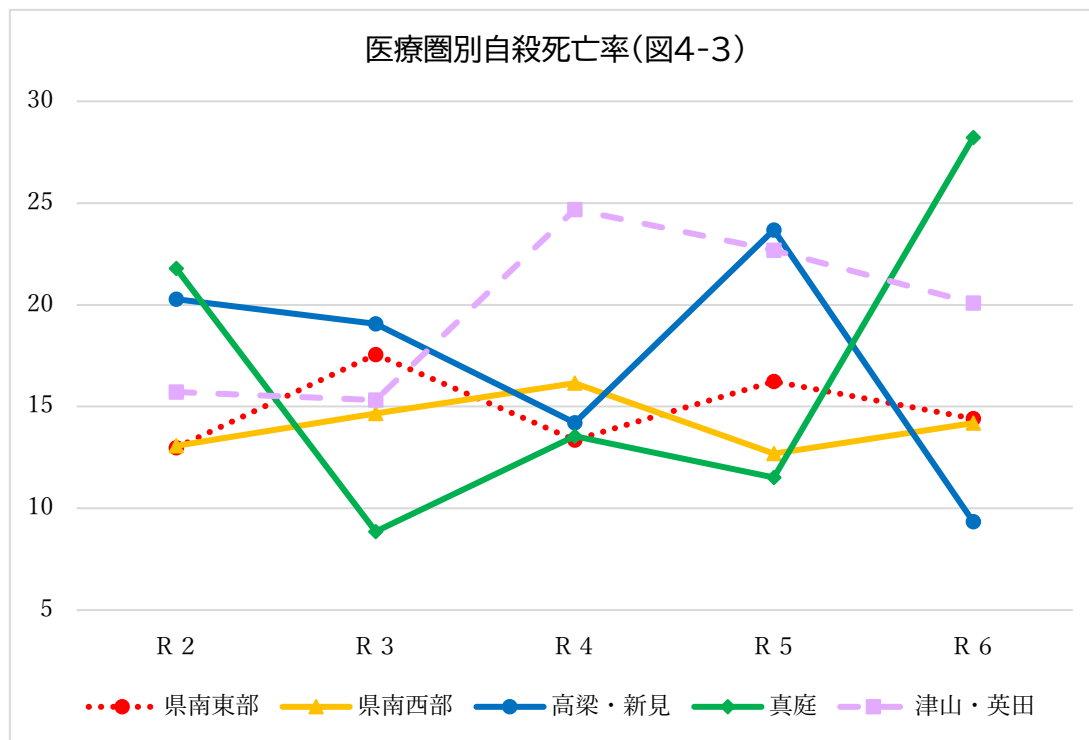
令和6年における自殺者数で見ると、県南東部が4割超、県南西部が約3割超であり、大半を占めていることがわかります。また、岡山市、倉敷市といった都市部で7割以上を占めている状態です。(図4-2)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」

(2) 2次医療圏別の自殺死亡率の推移

令和6年における自殺死亡率は、多い順から、真庭、津山・英田、県南東部、県南西部、高梁・新見となっています。(図4-3、表1)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」

(表1)

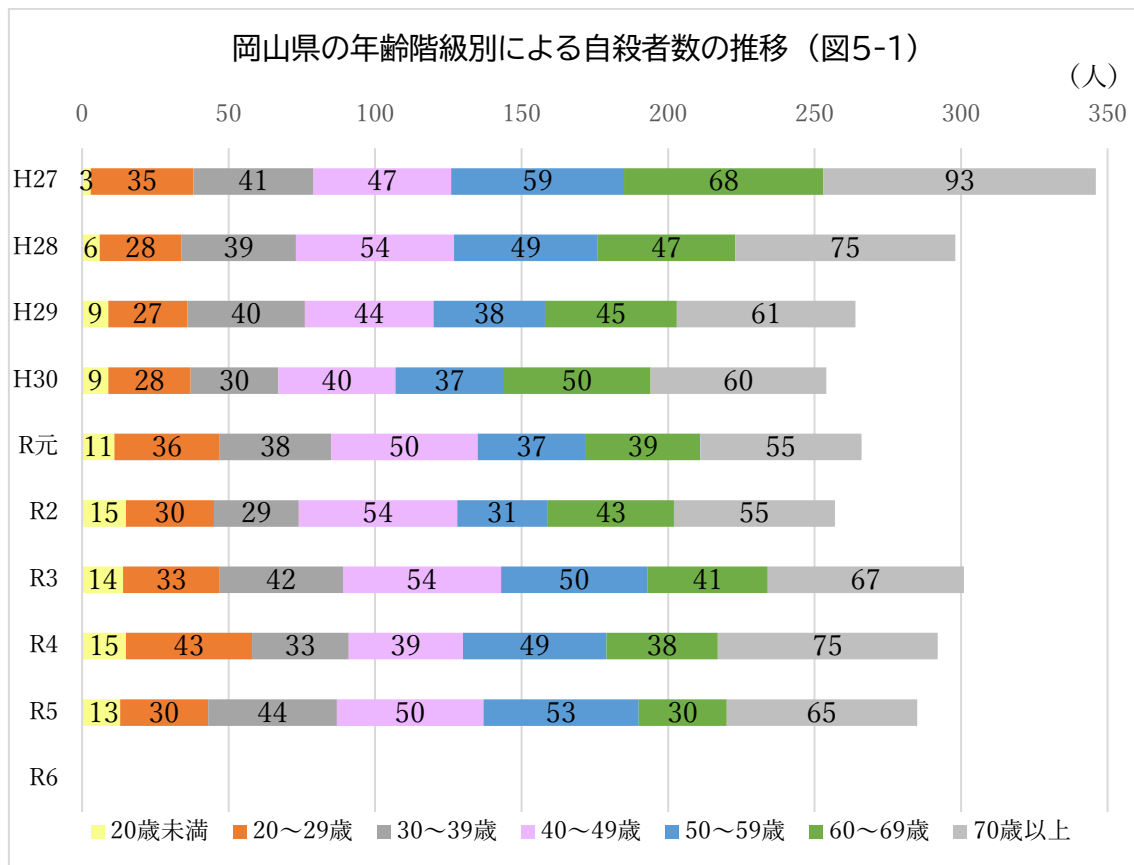
	県南東部		うち岡山市		県南西部		うち倉敷市		高梁・新見		真庭		津山・英田	
	自殺者数 (人)	死亡率 (人口10万対)	自殺者数 (人)	死亡率 (人口10万対)	自殺者数 (人)	死亡率 (人口10万対)	自殺者数 (人)	死亡率 (人口10万対)	自殺者数 (人)	死亡率 (人口10万対)	自殺者数 (人)	死亡率 (人口10万対)	自殺者数 (人)	死亡率 (人口10万対)
R2	118	12.98	94	13.26	93	13.07	63	13.06	12	20.27	10	21.79	28	15.72
R3	159	17.56	119	16.80	104	14.66	82	17.03	11	19.06	4	8.86	27	15.32
R4	120	13.35	85	12.07	114	16.15	73	15.21	8	14.21	6	13.54	43	24.68
R5	145	16.23	110	15.67	89	12.69	64	13.39	13	23.68	5	11.51	39	22.69
R6	128	14.41	98	14.03	99	14.19	63	13.24	5	9.34	12	28.22	34	20.09

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」

5 年齢階級別の状況

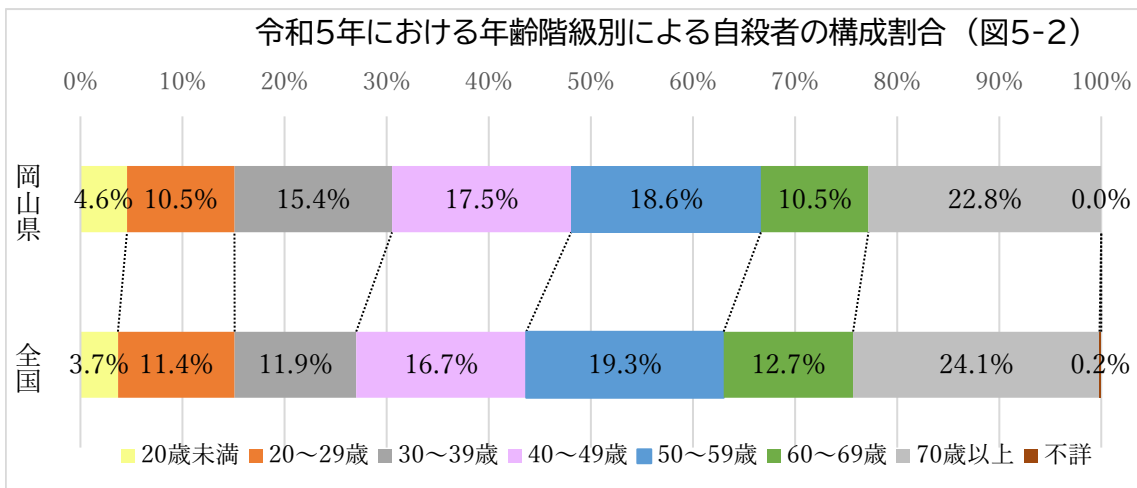
本県の令和5年の年齢階級別自殺者数をみると、「70歳以上」が最も多く、次いで、「50代」、「40代」、「30代」となっています。(図5-1)

平成27年と令和5年を比較すると、自殺者数は減少しているものの、20歳未満で見ると約4倍増加しており、若者の自殺の増加が顕著となっています。



出典：厚生労働省「人口動態統計」

本県の令和5年における年齢階級別自殺者の構成割合を全国と比較すると、「20歳未満」、「30代」、「40代」が高くなっています。(図5-2)



出典：厚生労働省「人口動態統計」

本県の令和5年における死因順位をみると、20～30歳代では、自殺が死因の第1位となっています。（表2-1）

【岡山県の年齢階級別による死因順位】（令和5年）出典：厚生労働省「人口動態統計」

(表2-1)	第1位	第2位	第3位
20歳未満	不慮の事故 (16人)	自殺 (13人)	先天奇形等 (12人)
20歳代	自殺 (30人)	不慮の事故 (10人)	悪性新生物 (7人)
30歳代	自殺 (44人)	悪性新生物 (21人)	不慮の事故 (12人)
40歳代	悪性新生物 (90人)	自殺 (50人)	脳血管疾患 (32人)
50歳代	悪性新生物 (209人)	心疾患 (89人)	自殺 (53人)
60歳代	悪性新生物 (657人)	心疾患 (180人)	消化器系の疾患 (66人)
70歳以上	悪性新生物 (4,696人)	心疾患 (3,527人)	老衰 (2,978人)

注：〔1〕死因順位に用いる分類項目による順位である。

〔2〕死因名は次のように略称で表記している。

悪性新生物←悪性新生物（腫瘍）

心疾患←心疾患（高血圧性を除く）

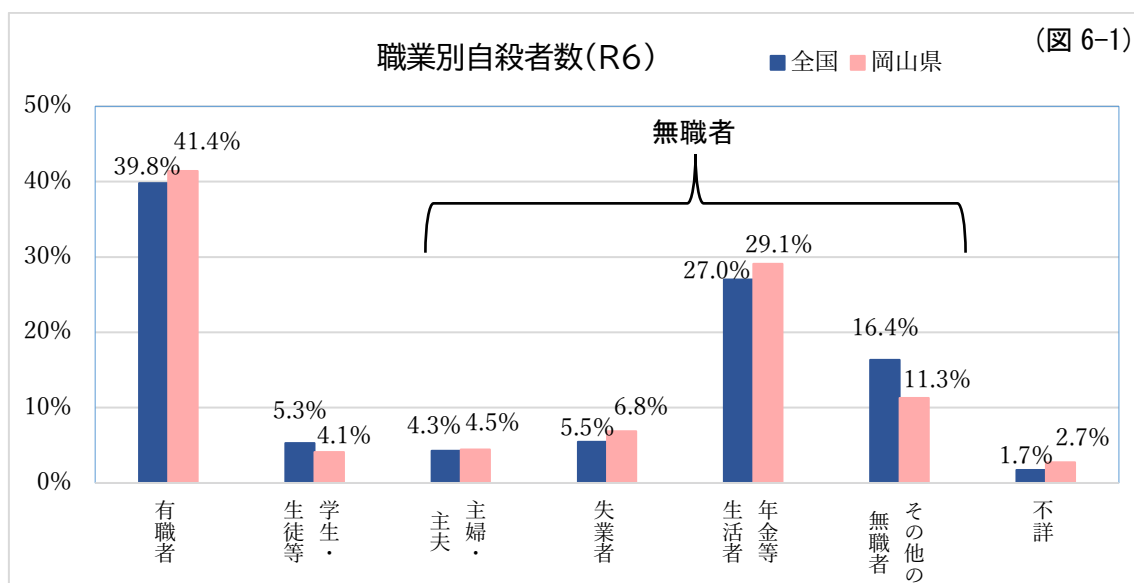
先天奇形等←先天奇形，変形及び染色体異常

【全国の年齢階級別による死因順位】（令和5年）出典：厚生労働省「人口動態統計」

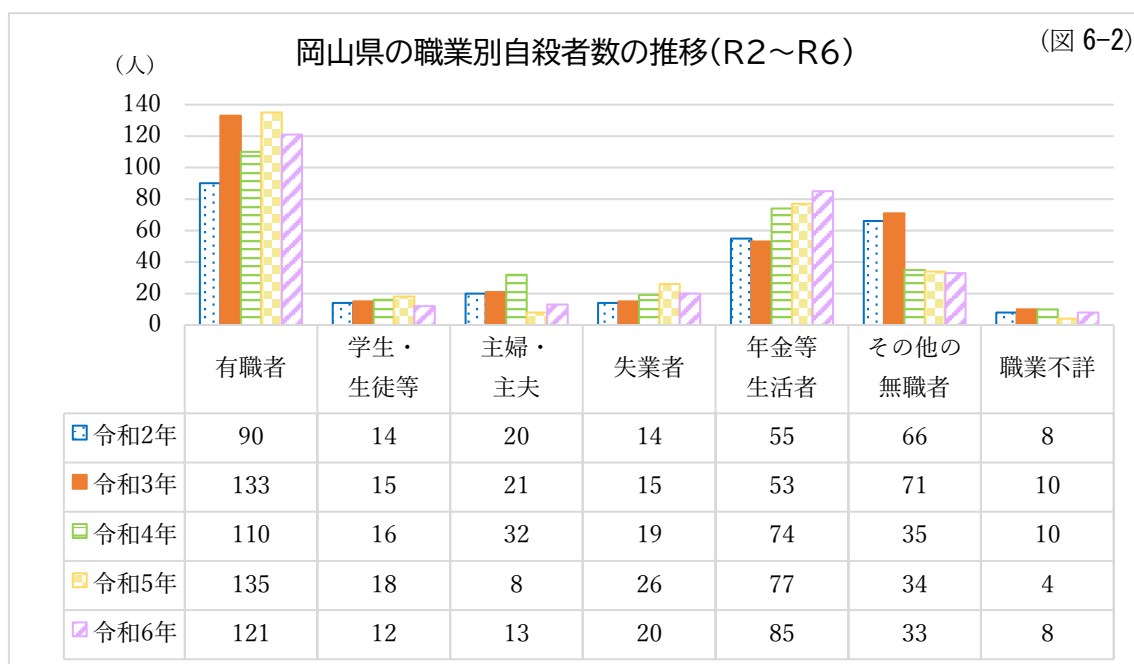
(表2-2)	第1位	第2位	第3位
20歳未満	自殺 (773人)	先天奇形等 (718人)	不慮の事故 (387人)
20歳代	自殺 (2,405人)	不慮の事故 (463人)	悪性新生物 (390人)
30歳代	自殺 (2,505人)	悪性新生物 (1,388人)	心疾患 (604人)
40歳代	悪性新生物 (5,849人)	自殺 (3,505人)	心疾患 (2,288人)
50歳代	悪性新生物 (18,845人)	心疾患 (6,901人)	自殺 (4,068人)
60歳代	悪性新生物 (45,659人)	心疾患 (13,834人)	脳血管疾患 (7,115人)
70歳以上	悪性新生物 (310,033人)	心疾患 (207,173人)	老衰 (189,561人)

6 職業別の状況

本県の令和6年における自殺者を職業別にみると、有職者の割合が4割を占めており、無職者（主婦・主夫、失業者、年金等生活者、その他の無職者）に分類される人が全体の5割を占めています。本県と全国の自殺者の職業別の状況には、大きな差異はありません。（図6-1）



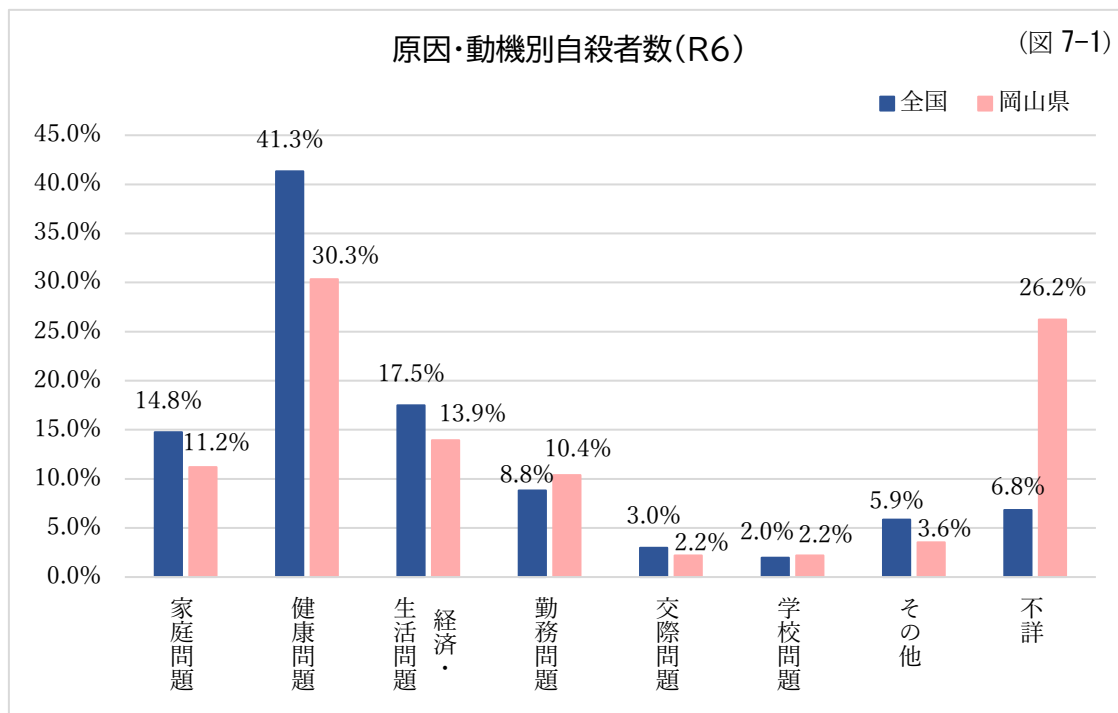
出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（発見日、発見地）」



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（発見日、発見地）」

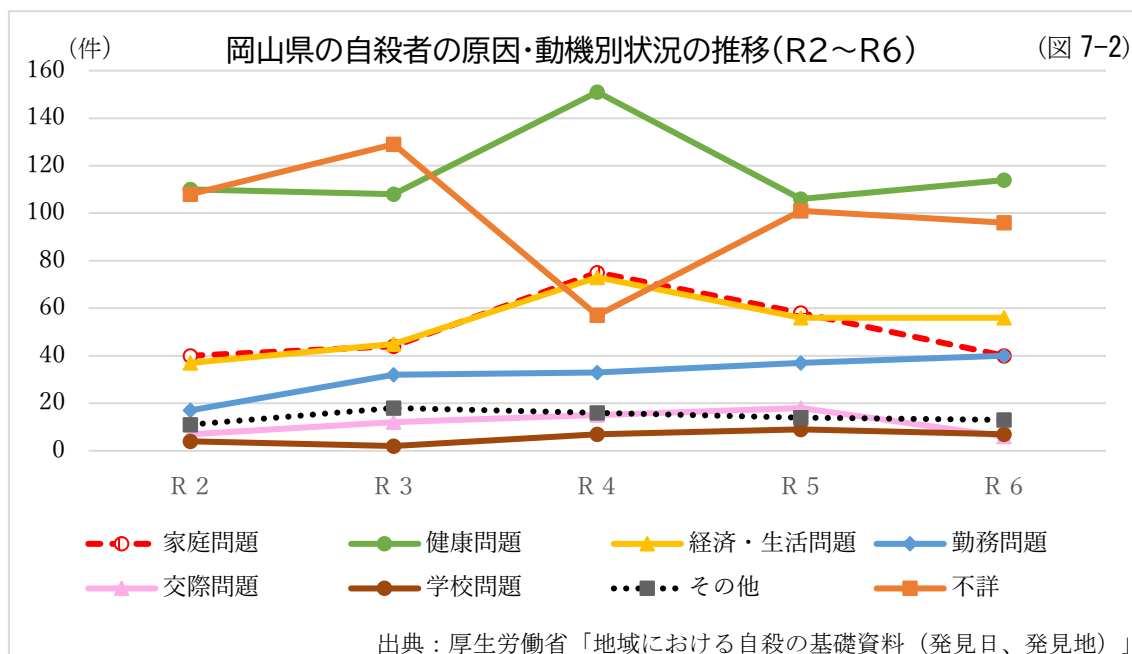
7 原因・動機別の状況

本県の令和6年における自殺者を原因・動機別で全国と比較すると、「勤務問題」、「不詳」が高くなっています。「不詳」の割合が高いことについては、社会的孤立によって特定できない可能性も原因として考えられます。(図7-1)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（発見日、発見地）」

本県の原因・動機別自殺者の構成割合の推移をみると、うつ病などの精神疾患を含む「健康問題」が高い水準で推移しています。(図7-2)



注) 自殺の原因・動機について、令和3年以前は、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者1人につき3つまで計上可能としていたが、令和4年以降は、家族等の証言から考え得る場合も含め、自殺者1人につき4つまで計上可能としている。そのため、原因・動機別の和と自殺者数は一致しない。

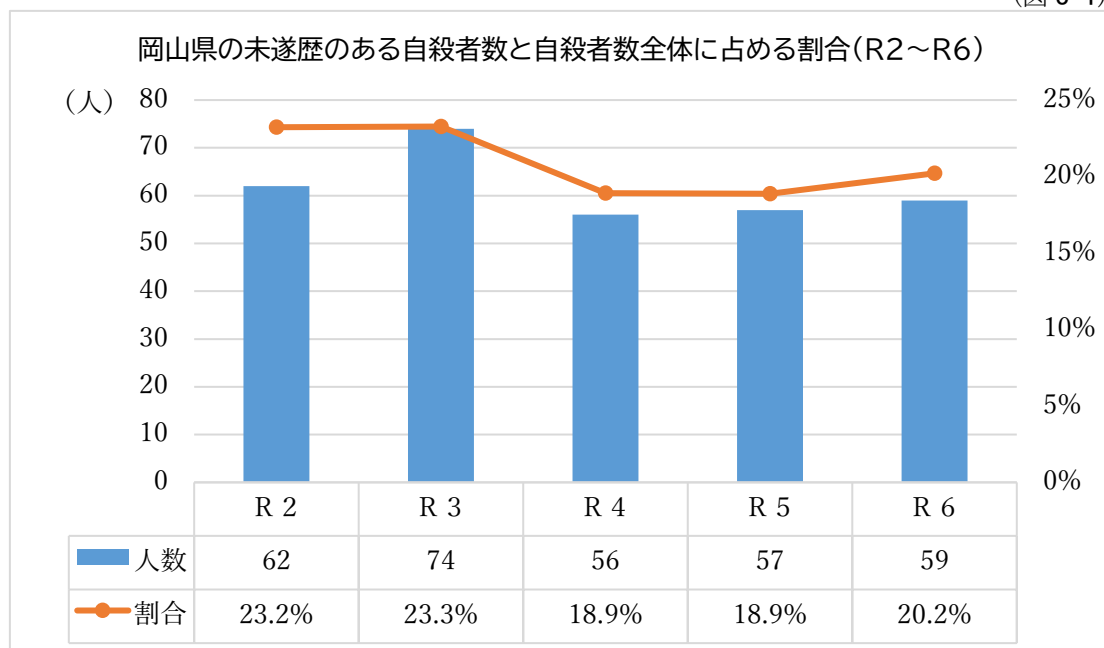
注) 「交際問題」の категорияについて、令和3年までは「男女問題」という category だったが令和4年から「交際問題」に変更されたため、統一して表記している。

8 自殺未遂者の状況

本県における自殺未遂歴のある自殺者数の令和2年から令和6年の推移をみると、令和3年に増加し、令和4年に減少、以降は横ばいになっています。(図8-1)

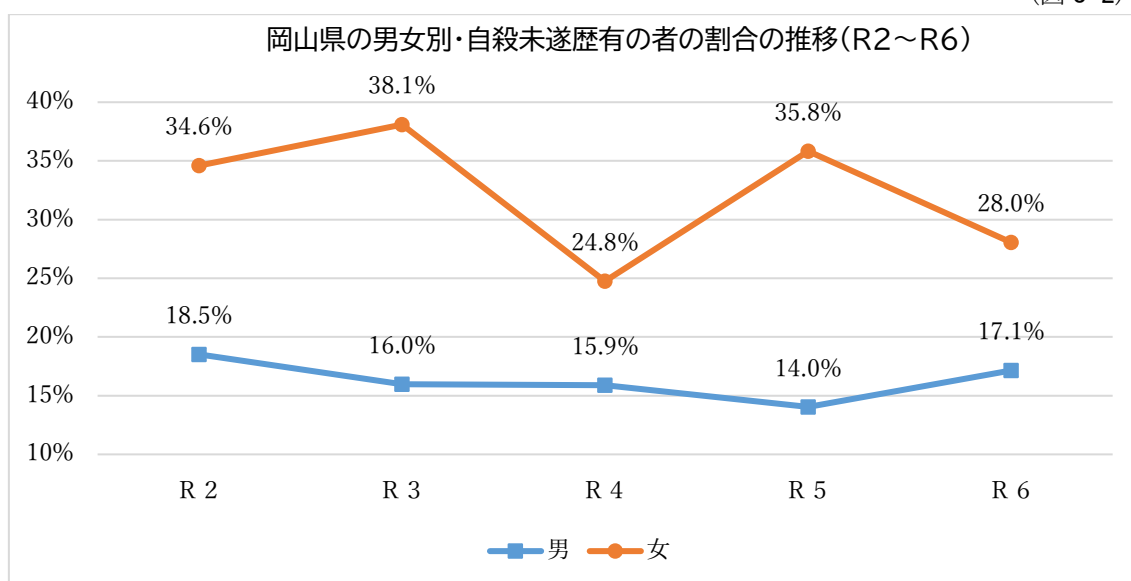
また、自殺未遂歴がある自殺者の割合は、男性よりも女性の方が高くなっており、自殺未遂者は、自殺につながるリスクが高い状況にあります。(図8-2)

(図8-1)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（発見日、発見地）」

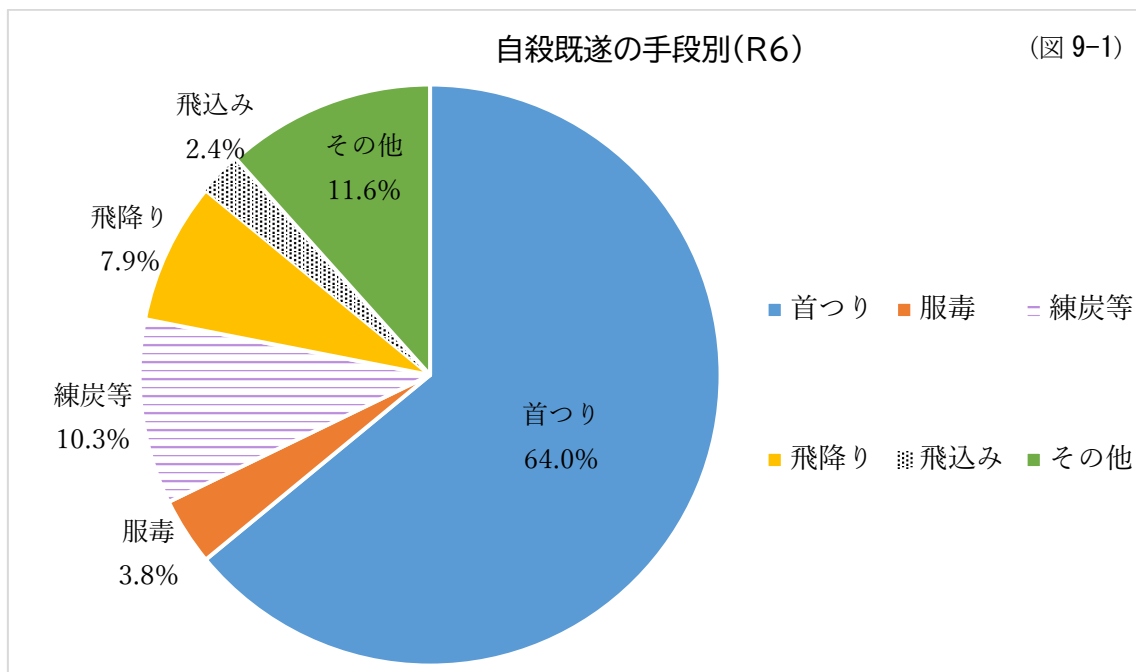
(図8-2)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（発見日、発見地）」

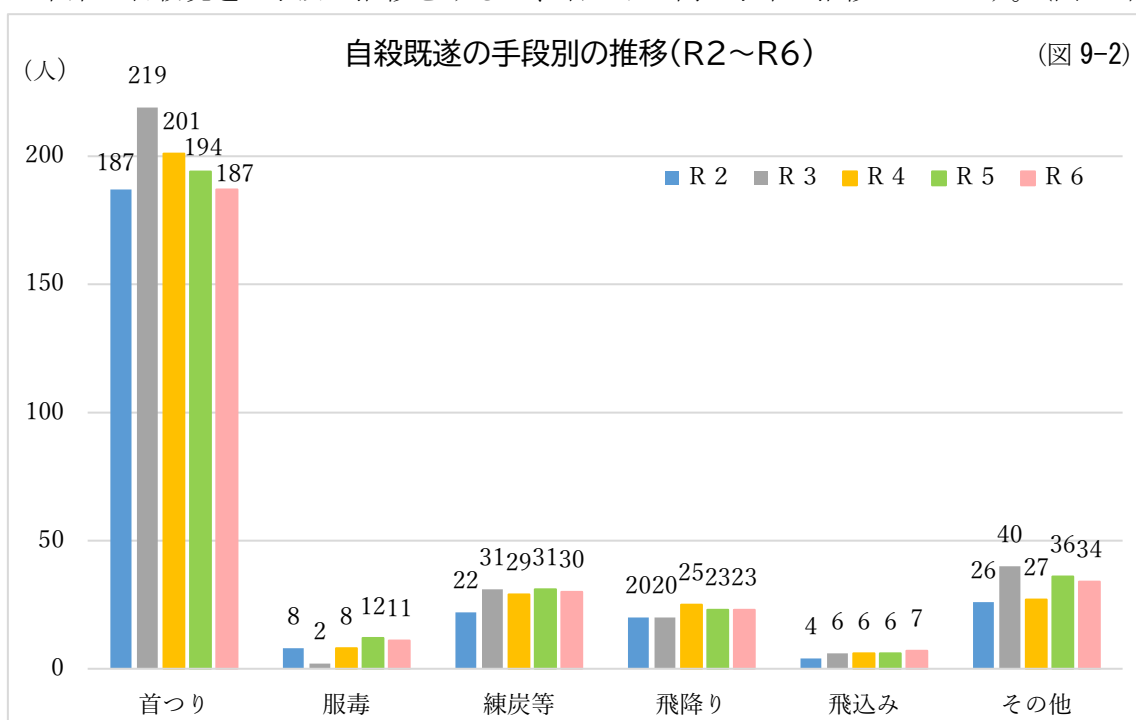
9 自殺の手段

本県の令和6年における自殺既遂の手段で最も多いのは、首つりで6割以上を占めています。(図9-1)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（発見日、発見地）」

本県の自殺既遂の手段の推移をみると、首つりが高い水準で推移しています。(図9-2)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（発見日、発見地）」

10 新型コロナウイルス感染症拡大下での自殺の概況

(1) 自殺者数の推移

日本国内において新型コロナウイルス感染症の初めての感染者報告があった令和2年1月から、感染症法の位置付けが5類へ移行される前の令和5年4月までの40か月間を新型コロナウイルス感染症拡大下（以下「コロナ過」という。）とし、コロナ禍前4年間（平成28年1月～令和元年12月）の平均自殺者数と比較します。

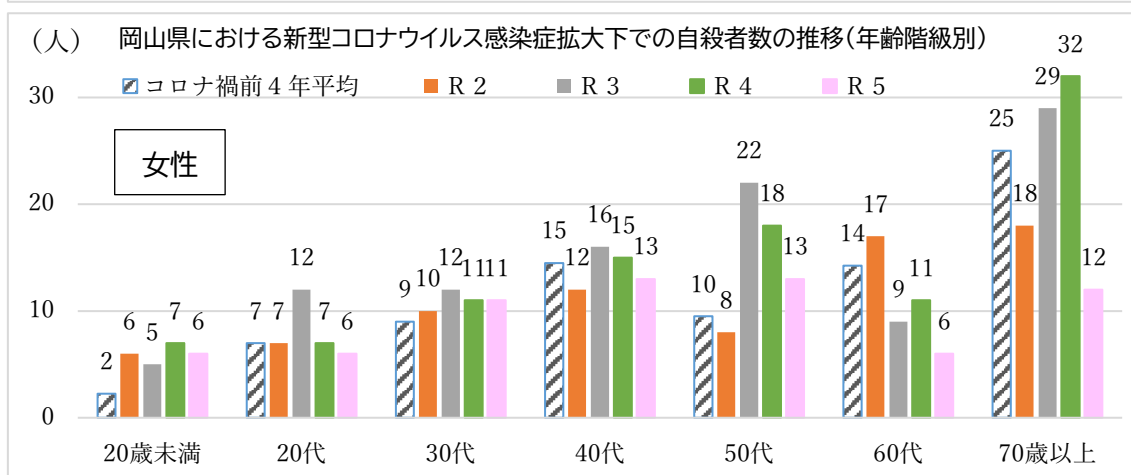
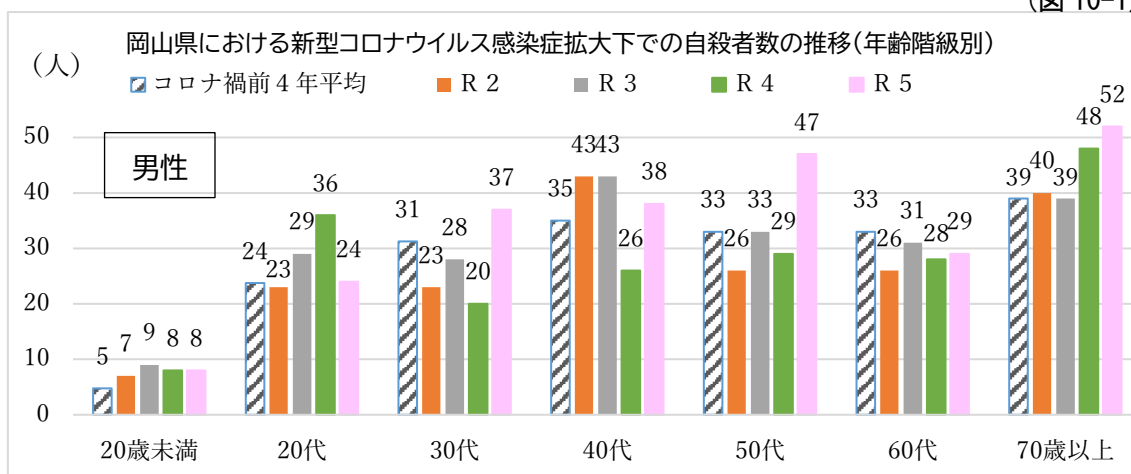
(単位:人)	コロナ禍前 4年平均(a)	R2		R3		R4		R5	
		自殺者数	aとの差	自殺者数	aとの差	自殺者数	aとの差	自殺者数	aとの差
総数	283	267	(△ 16)	318	(35)	296	(13)	302	(19)
男	201	189	(△ 12)	213	(12)	195	(△ 6)	235	(34)
女	82	78	(△ 4)	105	(23)	101	(19)	67	(△ 15)

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（発見日、発見地）」

(2) 性別・年齢階級別の状況

年代別でみると、男性は20代と40代に増加が見られ、女性は令和3年に20代と50代が大きく増加しています。（図10-1）

(図10-1)

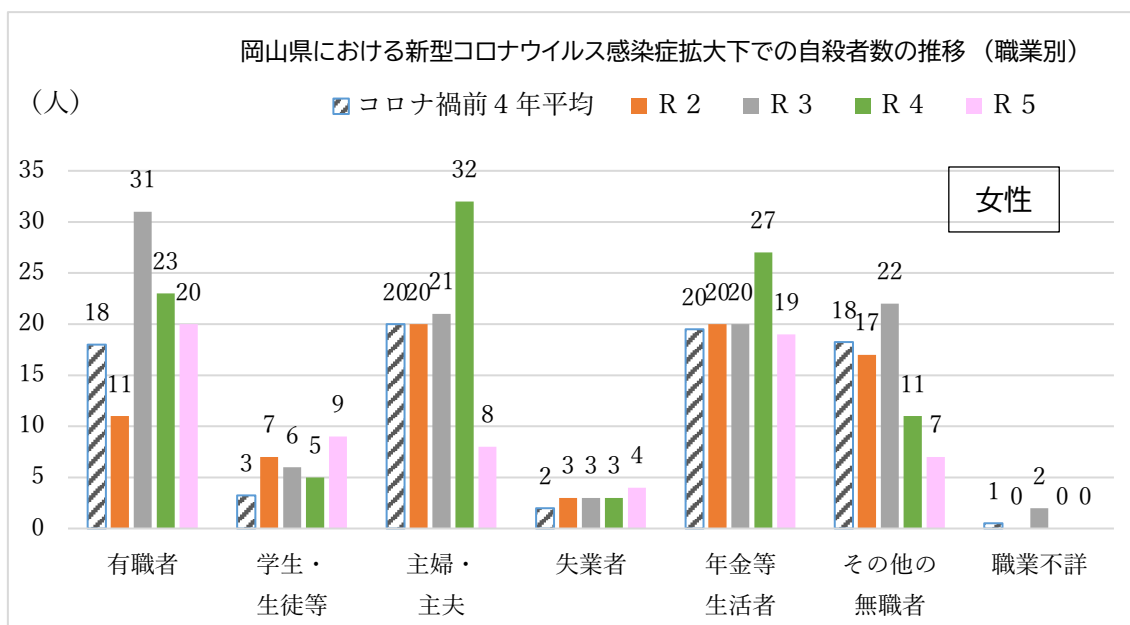
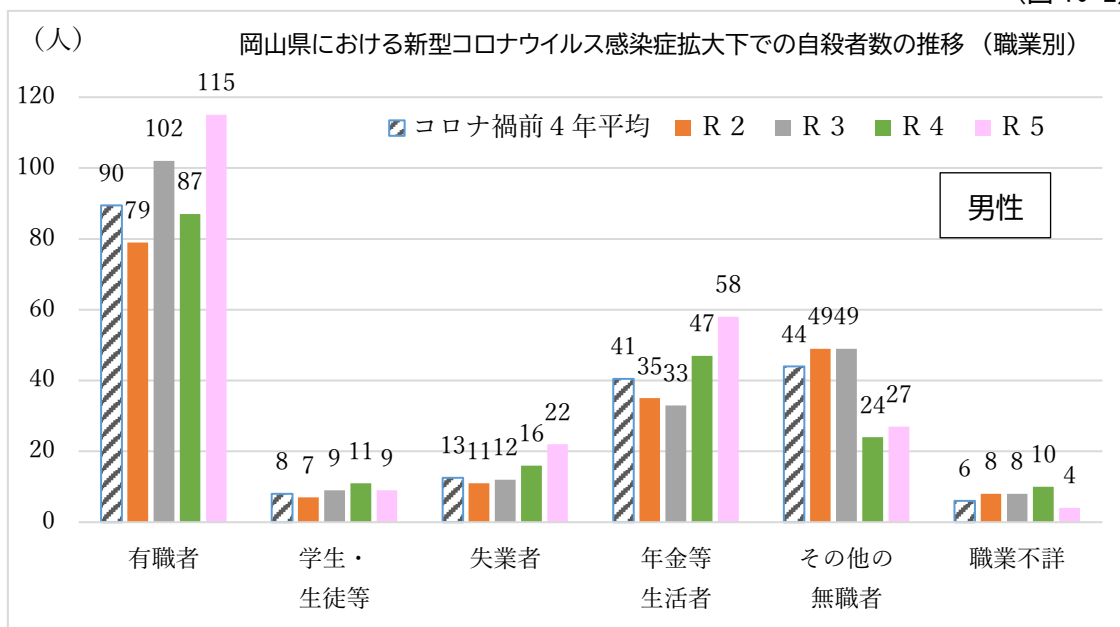


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（発見日、発見地）」

(3) 性別・職業別の状況

職業別でみると、男性は令和3年と令和5年に有職者が増加しています。女性は、「学生・生徒等」が増加しています。また、令和3年に有職者、令和4年に主婦・主夫と年金等生活者が増加しています。

(図 10-2)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（発見日、発見地）」

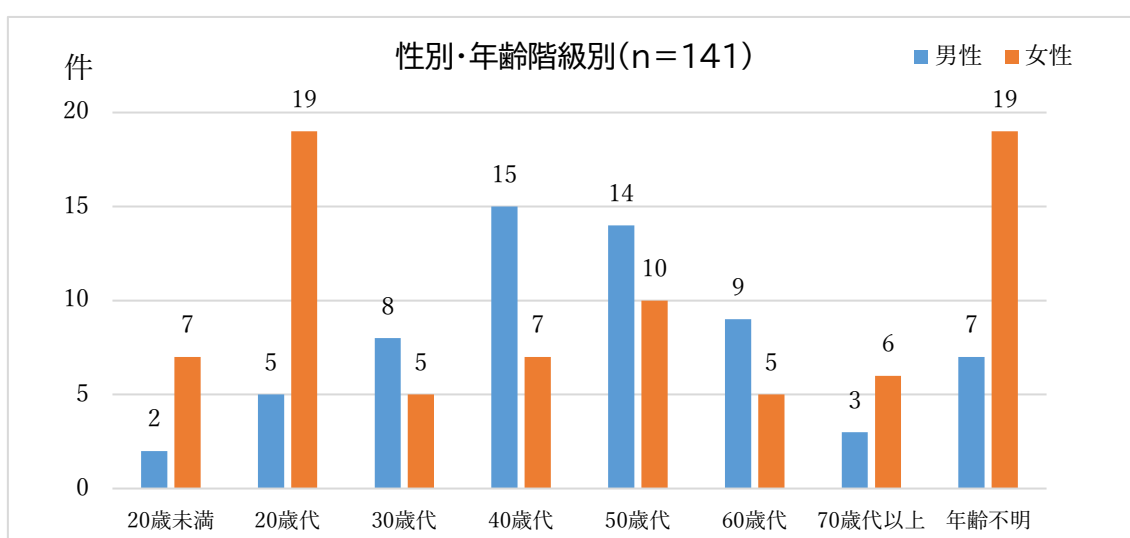
11 自殺に関する相談の状況

(1) 岡山県自殺対策推進センター

県自殺対策推進センターにおける令和6年度の電話相談件数は141件（男性63件、女性78件）で、性別・年齢階級別にみると、年齢不明を除いて男性では40歳代が最も多く、女性では20歳代が最も多くなっています。（図11-1）

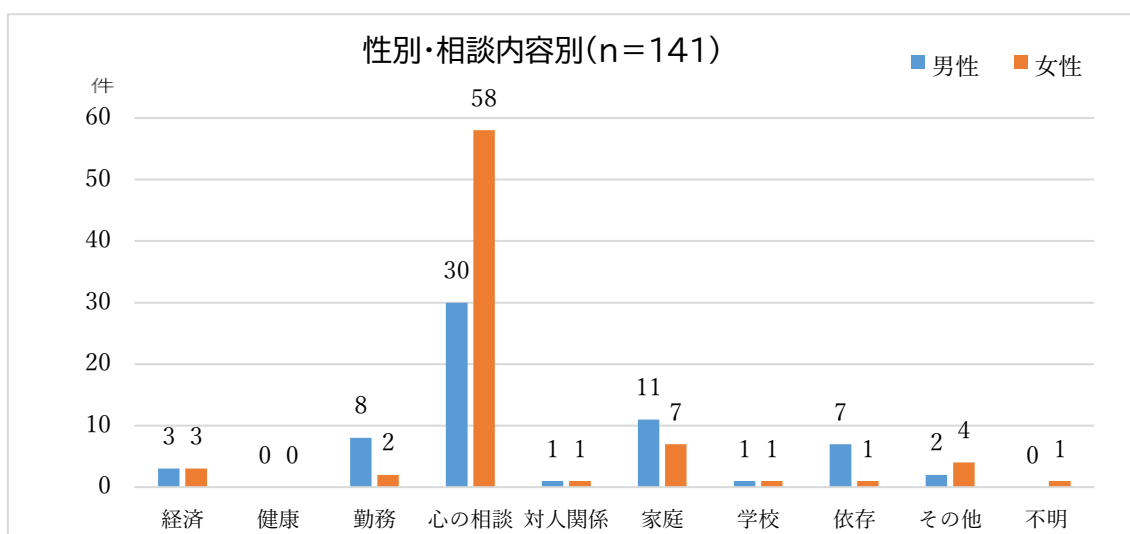
相談内容は、男女とも精神的な不調による不安等の心の相談が最も多く、次いで家庭問題となっています。（図11-2）

【県自殺対策推進センター 年代別電話相談件数】（図11-1） 令和6年度



出典：県自殺対策推進センター作成

【県自殺対策推進センター 内容別電話相談件数】（図11-2） 令和6年度



出典：県自殺対策推進センター作成

(2) 社会福祉法人岡山いのちの電話協会

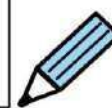
社会福祉法人岡山いのちの電話協会では24時間体制で電話相談を受け付けており、自殺傾向割合をダイヤル種別でみると図①のとおりです。通常電話よりもナビダイヤル、フリーダイヤルでの自殺傾向割合が高く、毎日10日のFDや毎日FDが、悩みをかかえる人々に寄り添い、自殺を予防する活動の役割を果たしていると言えます。

相談内容別受信件数と自殺傾向割合は図②のとおりです。

電話相談統計 (2023年1月～12月)

有効受信件数 17,727 件	・男性 8,848 件 ・女性 8,792 件 ・その他 87 件
自殺関連件数 2,270 件	・男性 997 件 ・女性 1,267 件 ・その他 6 件

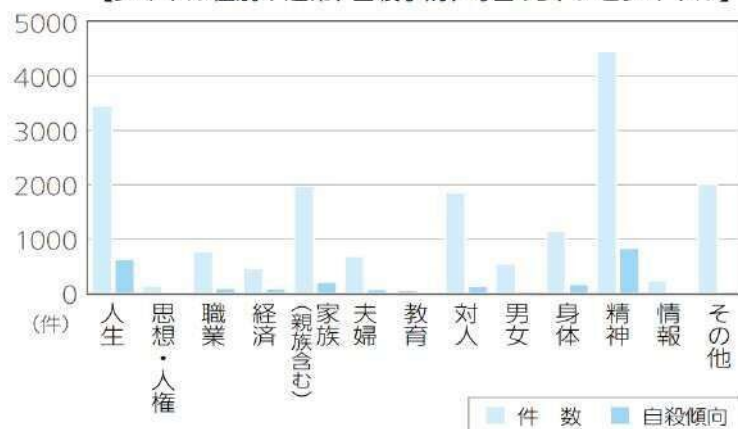
フリーダイヤルでは
自殺関連相談が多いです。



図① ダイヤル種別の自殺傾向割合



図② 内容別受信状況 2023年01月～2023年12月
【ダイヤル種別：通常、自殺予防、毎日FD、ナビダイヤル】



出典：社会福祉法人岡山いのちの電話協会広報誌 2024年6月発行第81号

12 自殺の現状に対する岡山県独自の取組

(1) 声かけ活動

本県では、愛育委員、栄養委員、民生委員等の住民組織による訪問・声かけ活動を行っています。岡山県愛育委員連合会及び岡山市愛育委員協議会では、県内で友愛訪問を継続的に行い、令和6年度には、約1万7千人の愛育委員が延べ約66万件の訪問や声かけ活動を実施しており、「地域のお父さん・お母さん」、「身近な相談役」として、各地域で活躍しています。

こうした愛育委員、栄養委員、民生委員等の訪問・声かけ活動は、地域の絆を強固にし、本県における自殺死亡率の低水準を維持していることに大きく寄与する要因の一つと言えます。

(2) 心に不安を抱える妊産婦への支援

妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援を行うため、市町村が実施する妊婦健診や産婦健診（産後うつ病のスクリーニング検査を含む。）を受診後に、心に不安を抱える妊産婦が円滑に適切な治療を受けられるよう、産科・精神科・小児科の医師も加わった市町村等との全県ネットワークである「妊娠中からの切れ目ない支援システム」を構築し、運用しています。

平成30年10月から市町村で開始された産婦健診等において、産後うつなどの精神的不調により、産科医療機関や保健所、市町村等から精神科での相談や支援が必要とされた産婦の確実な受け入れを可能とするため、「妊産婦受け入れ協力医療機関（精神科・心療内科）リスト」を作成し、相談窓口の明確化を図っています。

13 対策が優先されるべき対象群と課題

(1) 地域自殺実態プロファイルによる本県の自殺の特徴

いのち支える自殺対策推進センター（以下「JSCP」という。）が本県の自殺の実態を分析した「地域自殺実態プロファイル」等において、令和元年～令和5年の5年間で、本県における自殺者が多い属性（性別×年代別×仕事の有無別×同居人の有無別）は、以下の5区分となっています。

【岡山県の主な自殺の特徴（R元年～R5年）】

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (人口10万対)	背景にある主な 自殺の危機経路**
1位:男性 60歳以上無職同居	175	12.4%	24.9	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性 40～59歳有職同居	143	10.1%	15.5	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:男性 20～39歳有職同居	112	7.9%	18.9	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
4位:女性 60歳以上無職同居	96	6.8%	8.4	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位:男性 60歳以上無職独居	95	6.7%	78.0	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

出典：JSCP「地域自殺実態プロファイル」

注)「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもので、自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており記載の経路が唯一のものではない。

この結果から、本県が重点的に対策を講じる必要がある対象は、「高齢者」、「生活困窮者」、「有職者」、「子ども・若者」の4つとなります。

推奨される重点パッケージ

重点パッケージ	高齢者 生活困窮者 勤務・経営 子ども・若者
---------	---------------------------------

出典：JSCP「地域自殺実態プロファイル」

注)「重点パッケージ」は上記「岡山県の主な自殺の特徴」の上位3区分の自殺者の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に「子ども・若者」、「勤務・経営」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」、「高齢者」の中から選定している。

注)「重点施策」は過去5年の合計に基づいており、経年的な推移(過去5年の増加傾向等)は考慮していない。

(2) 課題

重点施策1

子ども・若者への自殺対策の強化

現状

- 本県の自殺者を年齢階級別にみると、20歳未満の自殺者数は、10人台を推移しており、減少傾向が見られない状況が続いています。20代の自殺者数は、令和4年に増加に転じたものの、令和5年に減少し、30人台を推移しています。
(※ 第2章P28「5 年齢階級別の状況」参照)
- 「地域自殺実態プロファイル」によると、高校生の自殺者数の割合が、全国の割合と比べ高くなっている状況です。(表3)
- 令和元年～令和5年平均の自殺死亡率を全国と比較すると、男性は、20歳未満、20代ともに本県の方が高くなっています。一方で、女性については、20歳未満、20代ともに本県の方が低くなっています。(表4)
- 本県の原因・動機別自殺者の構成割合の推移を過去5年間でみると、不詳を除いて、20歳未満では、「学校問題」が多くなっています。(図13-4)
20代では、「健康問題」、「勤務問題」、「経済・生活問題」が多くなっています。(図13-5)

課題

- 子ども・若者については、ライフステージ(学校の各段階)や立場(学校や社会とのつながりの有無等)ごとに置かれている状況は異なっており、自殺に追い込まれる事情も異なっていると言えます。
- このため、子ども・若者に対する自殺対策としては、不登校やひきこもり、児童虐待といった具体的な課題への対応はもとより、学校を中心とした教育機関との連携、関係機関や民間団体のネットワークによる包括的な支援、そして支援を担う人材の育成といった多様な側面から取り組む必要があります。

自殺者数の学生・生徒等別の内訳(R元年～R5年合計) <自殺日・住居地> 表3

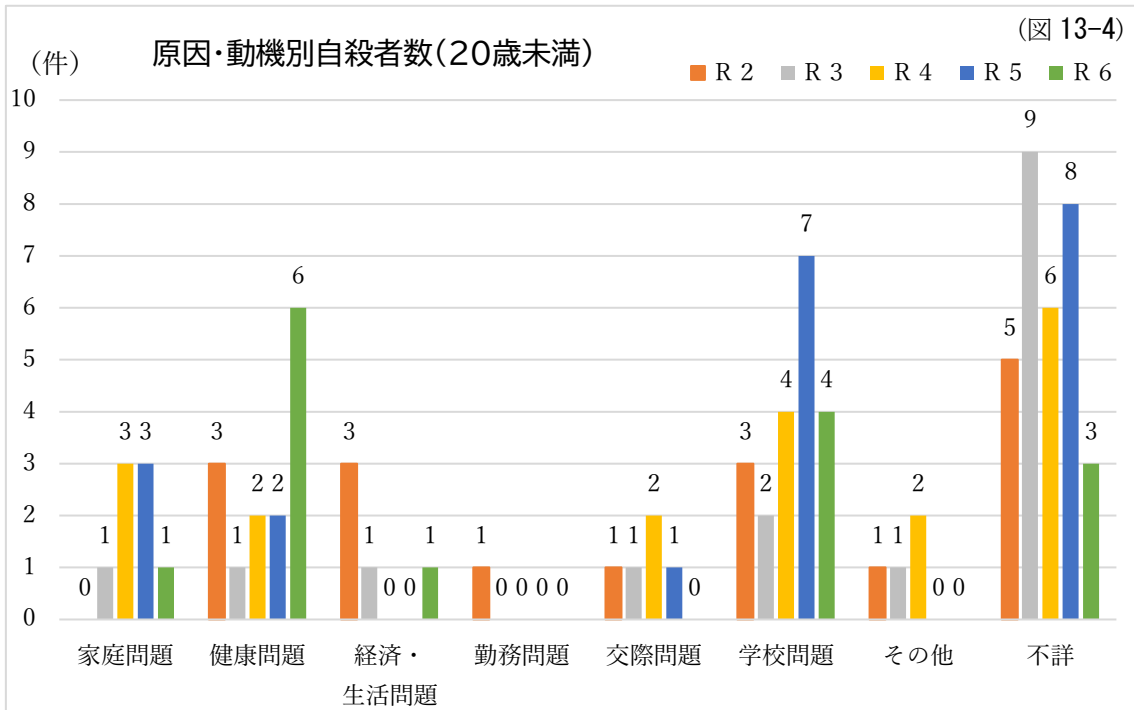
学生・生徒等(全年齢)	自殺者数(人)	割合	全国割合
中学生以下	8	11.0%	15.1%
高校生	30	41.1%	32.4%
大学生	27	37.0%	41.4%
専修学校生等	8	11.0%	11.0%
合計	73	100%	100%

出典：JSCP「地域自殺実態プロファイル」

自殺者の性・年代別割合と自殺死亡率(R元年～R5年平均) <自殺日・住居地>表4

年代	性別	自殺死亡率(人口10万対)	
		岡山県	全国
20歳未満	男性	4.85	4.13
	女性	2.76	3.05
20代	男性	28.55	24.48
	女性	9.40	13.13

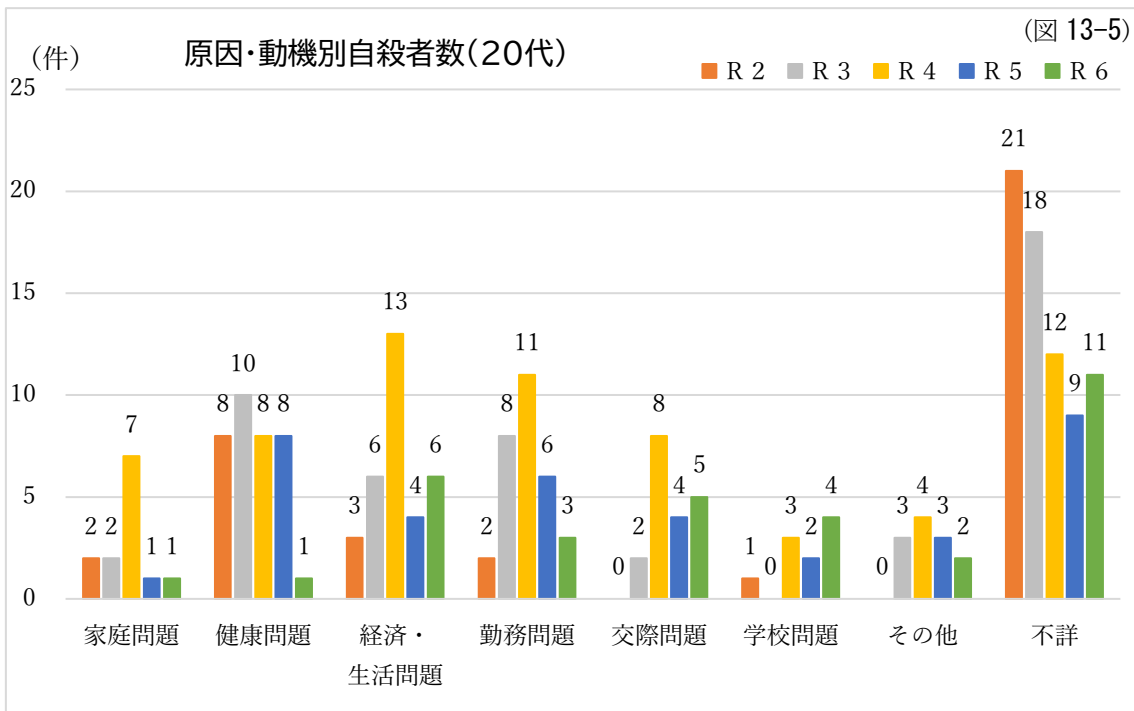
出典：JSCP「地域自殺実態プロファイル」を改編



(警察庁自殺統計原票データを厚生労働省自殺対策推進室において特別集計した資料(発見日・発見地)を基に県作成)

注) 自殺の原因・動機について、令和3年以前は、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者1人につき3つまで計上可能としていたが、令和4年以降は、家族等の証言から考え得る場合も含め、自殺者1人につき4つまで計上可能としている。

注) 「交際問題」の категорияについて、令和3年までは「男女問題」という category だったが令和4年から「交際問題」に変更されたため、統一して表記している。



(警察庁自殺統計原票データを厚生労働省自殺対策推進室において特別集計した資料(発見日・発見地)を基に県作成)

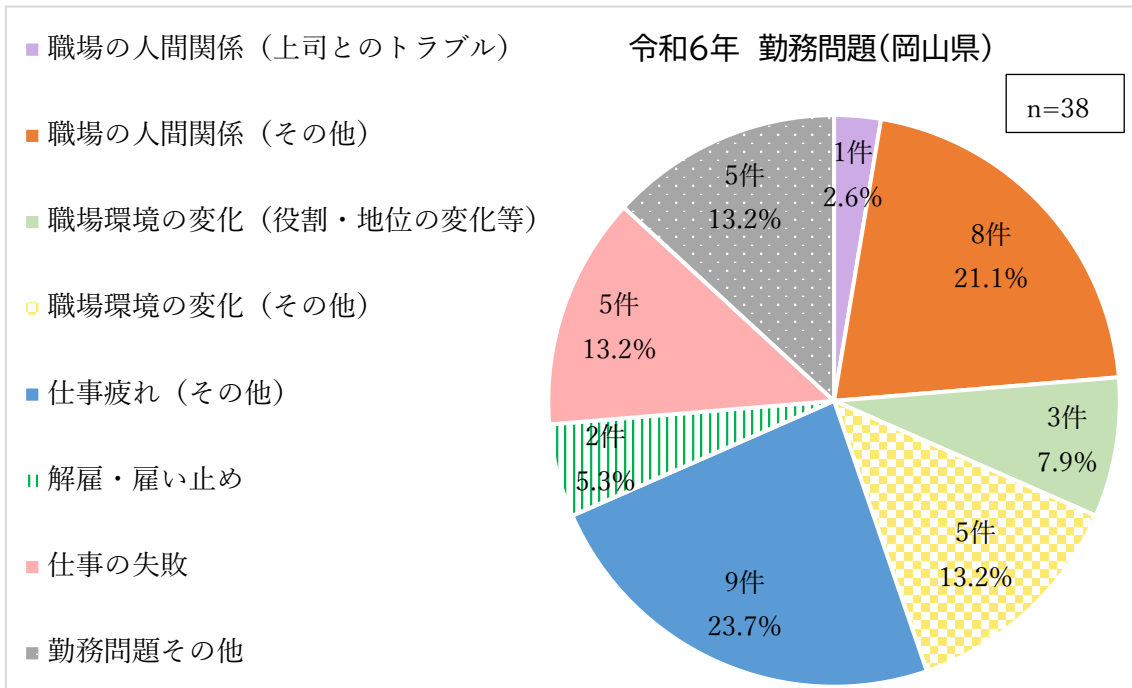
現状

- 本県の自殺者を年齢階級別にみると、30代から50代の働き盛りの年代の自殺者が多くなっています。
(※ 第2章P28「5 年齢階級別の状況」参照)
- 本県の原因・動機別自殺者の構成割合の推移を過去5年間でみると、「勤務問題」は全体の約1割を占めています。
(※ 第2章P31「7 原因・動機別の状況」参照)
- 本県の令和6年における自殺の原因・動機をみると、「勤務問題」の内訳は「仕事疲れ(その他)」が多くなっており、次いで、「職場の人間関係(その他)」が多くなっています。(図13-3)

課題

- 働き盛りの年代は、職場での人間関係の問題や仕事疲れなどにより心身に不調を起しやすいうえ、家庭内では子育てや介護など役割分担や協力が一層必要になる年代でもあり、心理的にも社会的にも負担を抱えることが多い年代です。
- このため、働き盛りの年代における自殺対策としては、労働環境の一層の改善が必要であるほか、経営や労働等の問題に対する相談体制の充実等、産業保健分野と連携を図りながらメンタルヘルス対策を行っていく取組が重要です。

本県の原因・動機別自殺者のうち「勤務問題」の構成割合 (図13-3)



(警察庁自殺統計原票データを厚生労働省自殺対策推進室において特別集計した資料を基に県作成)

現状

○無職者については、全国・本県ともに有職者と比べて自殺死亡率が高い傾向があります。また、本県の職業別自殺者数を過去5年間でみると、無職者のうち、「失業者」と「その他無職」は自殺者数全体の約2割を占めています。

(※ 第2章P30「6 職業別の状況」参照)

○本県の令和6年における自殺の原因・動機をみると、「経済・生活問題」が全体の13.9%を占めています。(※ 第2章P31「7 原因・動機別の状況」参照)

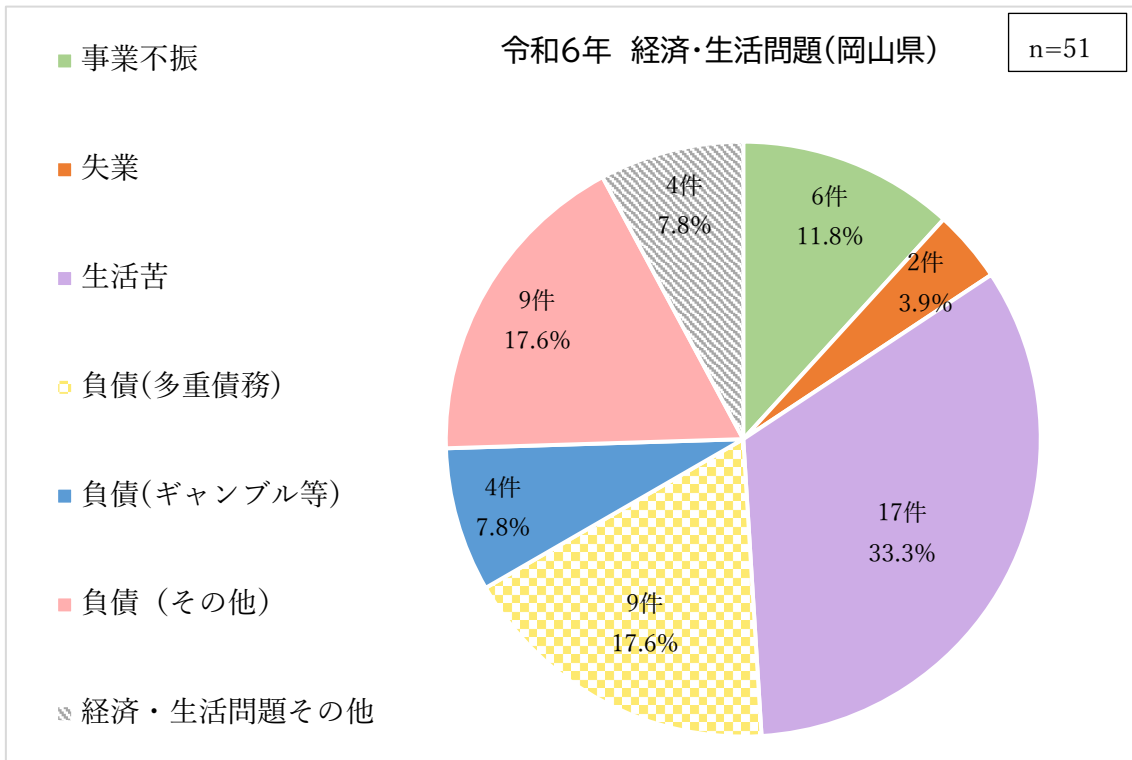
その内訳は「生活苦」が多くなっており、次いで、「負債(多重債務)」、「負債(その他)」が多くなっています。(図13-2)

課題

○生活困窮の背景には、生活苦や負債のほか、介護、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患など自殺リスクにつながる複合的な課題を抱えている人が少なくないことから、社会的に孤立しやすい傾向にあります。

○このため、経済的困窮のみならず、人間関係等に係る視点を含めた包括的な支援を自殺対策に係る機関と緊密に連携しながら展開することが重要です。

本県の原因・動機別自殺者のうち「経済・生活問題」の構成割合(図13-2)



(警察庁自殺統計原票データを厚生労働省自殺対策推進室において特別集計した資料を基に県作成)

重点施策4

高齢者に対する自殺対策の強化

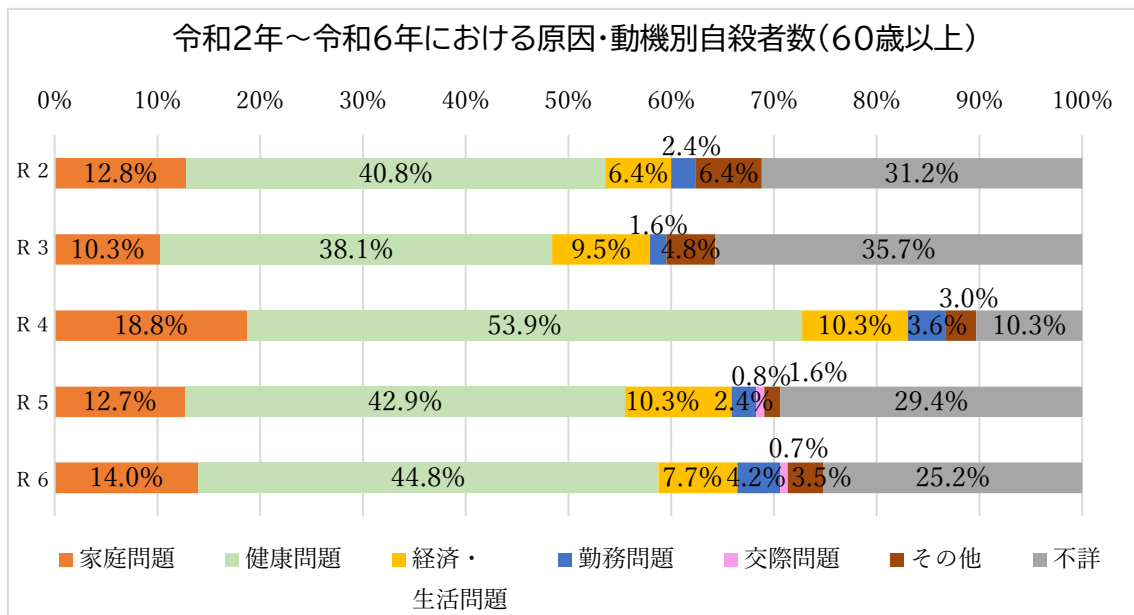
現状

- 本県における高齢者の自殺者数について、暦年自殺者数の3割から4割が60歳以上となっています。
(※ 第2章P28「5 年齢階級別の状況」参照)
- 60歳以上における自殺の原因・動機では、不詳を除いて、「健康問題」が多くなっており、次いで、「家庭問題」が多くなっています。(図13-1)
- 高齢者の自殺については、慢性的な身体的苦痛や身体機能の低下が生じ、社会や家庭での役割を喪失することや、家族との離別・死別、介護疲れ等により、孤独・孤立のリスクを抱えるおそれがあります。

課題

- 高齢者にあっては、心身の健康を保ち、生きがいを感じながら地域で生活できるよう支援をすることが重要です。
- このため、家庭や地域における気づきや見守りなどに加え、高齢者が社会参加をし孤独・孤立とまらないよう、生きがいつくりや居場所づくりなど様々な施策を講じていく必要があります。

(図 13-1)



(警察庁自殺統計原票データを厚生労働省自殺対策推進室において特別集計した資料(発見日・発見地)を基に県作成)

注) 自殺の原因・動機について、令和3年以前は、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者1人につき3つまで計上可能としていたが、令和4年以降は、家族等の証言から考え得る場合も含め、自殺者1人につき4つまで計上可能としている。

注) 「交際問題」の категорияについて、令和3年までは「男女問題」という category だったが令和4年から「交際問題」に変更されたため、統一して表記している。

計画の数値目標

令和 12 (2030) 年の自殺死亡率 12.7 以下

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するため、自殺対策の数値目標を自殺死亡率と定め、令和 12 年までに自殺死亡率を 12.7 以下にすることを目指します。

(数値目標の積算根拠)

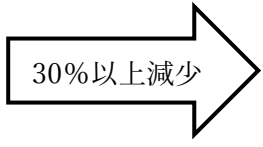
国は、第 4 次自殺総合対策大綱において「令和 8 (2026) 年までに、自殺死亡率を平成 27 (2015) 年と比べて 30%以上減少させる」数値目標を設定しています。これは、全国の平成 27 (2015) 年の自殺死亡率 18.5 を、令和 8 (2026) 年までに「13.0」以下にすることです。この数値目標は、本県が第 3 次計画の数値目標の根拠とした前回 (第 3 次) の大綱の目標を引き継いでいます。

第 3 次計画では、国の目標と同じ「自殺死亡率を 13.0 以下にする」を計画の数値目標として設定しました。令和 5 年の自殺死亡率は 15.7 となっており、目標としていた自殺死亡率 13.0 を上回っています。

これを踏まえ、本県の第 4 次計画においては、「令和 12 (2030) 年までに、自殺死亡率を平成 27 (2015) 年と比べて 30%以上減少させる」数値目標を設定します。

○国の数値目標

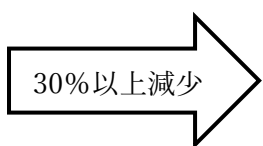
基準年	H27 (2015)
自殺死亡率	18.5



基準年	R8 (2026)
自殺死亡率	13.0

○岡山県の数値目標

基準年	H27 (2015)
自殺死亡率	18.2



基準年	R12 (2030)
自殺死亡率	12.7

(参考) 第 3 次計画の数値目標

数値目標	現状(R5)	目標(R7)
自殺死亡率	15.7	13.0

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

「自殺総合対策大綱」

<第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要>

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な痛みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

こどもの自殺対策緊急強化プラン（概要）

令和5年6月2日
こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

- 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
- 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、こどもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
- このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
- 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱に盛り込めるよう検討を進める。

こどもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）
- ・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表 等

自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- ・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知 等

自殺リスクの早期発見

- ・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- ・ 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- ・ 公立小中学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進 等

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化 等

自殺予防のための対応

- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実 等

遺されたこどもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援 等

こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・ 「こども若者★いけんがらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成 等

こどもの自殺対策緊急強化プランのポイント

リスクの早期発見

1人1台端末の活用等により、自殺リスクの把握や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国の教育委員会等に周知し、**全国の学校での実施を目指す**とともに、科学的根拠に基づいた対応や支援を可能とするための調査研究を実施し成果を普及する



的確な対応

多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、運営に関するガイドラインの策定も含め、実施自治体に対し、指定調査研究等法人が必要な支援を行う。その上で、「若者の自殺危機対応チーム」の**全国への設置を目指す**



要因分析

警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する**自殺に関する統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行う**ための調査研究を立ち上げ、EBPMの視点も踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む



こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現

第3次岡山県自殺対策基本計画における施策等の評価(詳細)

〈基本施策〉

評価・・・○(当初の計画通りに進展した)、△(おおむね順調に進展した)、×(進展は不十分だった)

項目	取組	担当課	評価理由・実績	評価
1 地域におけるネットワークの強化	岡山県自殺対策連絡協議会を開催し、岡山県の自殺の現状と課題、対策の方向性を検討します。	健康推進課	・県内関係機関及び団体が一堂に会し各機関の活動状況を共有するとともに、岡山県の自殺の現状等について協議を行い、次年度の自殺対策につなげる協議を実施。(年1回)	○
	地域の市町村、保健所、その他の機関の取組を共有し、連携を強化するための地域自殺対策連携調整会議を開催します。	精神保健福祉センター	・自殺対策保健所・支所担当者連絡会を実施。 (年1回 ※R3及びR4は新型コロナウイルス感染症の影響により開催なし) 各保健所・支所、倉敷市保健所の自殺対策担当者10人が出席し、自殺対策についての県の取組、県の自殺の現状、ゲートキーパー研修フォーラムについて説明したほか、各保健所・支所の取組の現状について意見交換。 ・子ども・若者自殺対策研修会を実施。(R5、R6)	○
	社会福祉協議会や愛育委員、栄養委員、民生委員など、地域において様々な問題に取り組み人々との連携を強化します。	健康推進課	・岡山県自殺対策連絡協議会にて愛育委員、民生委員等と情報共有し岡山県の自殺の状況について情報共有するとともに、啓発活動等の実施に当たり、関係機関や民間団体と協力して取り組むことにより、関係機関同士の連携の強化を図った。	○
	各相談窓口機関に対する自殺予防に関する知識の普及を図るとともに、連携を強化します。	地域福祉課	・岡山県社会福祉協議会に対する補助金の交付、各種事業の委託及び民生委員に対する活動費補助金の交付等を通じて両機関との連携を強化。	○
2 人材育成	2-(ア)様々な職種を対象とする研修	健康推進課	・9月の自殺予防週間(9/10~9/16)、3月の自殺対策強化月間にあわせて関係機関や民間団体と協力して街頭啓発活動を実施し、相談窓口を記載したリーフレットを配布し周知を図るとともに、関係機関同士の連携を強化。	○
	民間団体が行う電話相談事業を担う相談員の育成、資質向上のための研修を支援します。	健康推進課	・岡山いのちの電話協会が運営する電話相談事業の充実を図るため、相談員の育成・研修を委託し、新規相談員研修により新たな相談員を育成。	○

評価・・・○(当初の計画通りに進展した)、△(おおむね順調に進展した)、×(進展は不十分だった)

項目	取組	担当課	評価理由・実績	評価
2 自殺対策を支える人材の育成	様々な分野の人々が自殺に関する正しい知識を身につけ、自殺予防対策に取り組めるように、行政職員のみならず、警察、教育関係者、弁護士・司法書士など法律の専門家、住民の健康状態の変化に気づきやすい薬剤師などの人々に対して、ゲートキーパーの重要性を理解してもらい講座等を開催します。	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> 地域自殺対策強化交付金を活用し、各市町村が実施するゲートキーパー研修を支援し、23市町村でゲートキーパー養成研修を実施しゲートキーパーを育成。 保健所・支所において管内市町村と連携し、ゲートキーパー養成研修を共催。 	△
	生活に関する相談に応じ、助言や援助を行う役割を担う民生委員・児童委員に対して必要となる知識、地域社会における問題等に関する研修会を開催します。	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員に対して、地域での実践活動に必要な知識や技術を深める研修会を開催。(備前局・備中局・美作局 各年1回) 	○
	内科等のかかりつけの医師がうつ病等の早期発見・早期対応ができるよう、医師会と連携し、うつ病診断の知識・技術の向上を図るための研修等を実施します。	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> 医師、看護師、ケースワーカー、学校関係者等、うつ病患者と接する機会または発見する機会が多い職種を対象として、うつ病の基礎知識や対処方法を主な内容とする研修会を倉敷・津山の2会場で実施。(研修修了者)1,004人(H20年度からR6年度までの延人数) 	△
	県自殺対策推進センターにおいて、相談機関の職員の研修会を開催します。	精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> 下記研修に講師として出席。(※R3及びR4は新型コロナウイルス感染症の影響により開催なし) 市主催の新規採用職員及び社会福祉協議会職員へのゲートキーパー養成研修 (R5.11.7) 社会福祉士会が実施する自殺予防ソーシャルワーク研修 (R5.9.2、R6.9.21) 教育委員会人権教育セミナー (R5.9.6) 	○
	2-(イ) 学校教育・社会教育に関わる人への研修			
学校におけるいじめや暴力行為など問題行動を初期段階で確実に捉えることができるよう、教員の育成に努めます。	教育庁 人権教育・生徒指導課	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導主事研修会(小・中・高・特)を開催。(各年1回) 小・中学校教員対象のスクールカウンセラー配置事業連絡協議会を開催。(各年1回) 高等学校・特別支援学校教育相談担当者研修を実施。(年1回) 	○	
子どもの自殺の未然防止に向けた教職員等に対する研修、指導資料の活用促進、講師による心と命の大切さを伝える講演会等の取組を促進します。	教育庁 人権教育・生徒指導課	<ul style="list-style-type: none"> 「SOSの出し方に関する教育」に係る研修講座を開催。(参加者)R3年度:98人、R4年度:101人、R5年度:92人、R6年度:98人 小学校編から高等学校編までの「自殺予防教育学習プログラム」を改訂し、県立学校訪問研修にて使用、周知。 (開催校)R3年度:16校、R4年度:15校、R5年度:14校、R6年度:14校 心と命のサポート事業による講師派遣。 (実施校)R3年度:67校、R4年度:73校、R5年度:93校、R6年度:109校 	○	
ひきこもり支援の実務者の情報交換や研修会の開催によるひきこもり予防支援ができる人材育成に努めます。	健康推進課・ 精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもり対策連絡会議及び研修会を開催し、ひきこもり支援関係機関のネットワーク構築と支援者のスキルアップを図った。(年1回) 	○	

評価・・・○（当初の計画通りに進展した）、△（おおむね順調に進展した）、×（進展は不十分だった）

項目	取組	担当課	評価理由・実績	評価
3 住民への啓発と周知	3-(ア)イベント開催・メディア等を利用した普及啓発	健康推進課	9月の自殺予防週間(9/10～9/16)、3月の自殺対策強化月間にあわせて関係機関や民間団体と協力して街頭啓発活動を実施し、岡山以外の電話等の電話相談窓口を記載した啓発資料を配布。	○
	いじめをしない、いじめを許さない学校づくりを指した「岡山子どもいじめ防止宣言」に基づきいじめ防止ポスター・標語の募集など、学校や家庭、地域におけるいじめの未然防止等に向けた取組を推進します。	教育庁 人権教育・生徒指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめについて考える週間」(6月第1月曜日から1週間)を設定し、学校や家庭、地域において、いじめを許さない意識の啓発やいじめの未然防止等の取組を充実させる契機とした。 ・ポスター・標語の作成を通して、いじめ防止に向けた児童生徒の関心と意欲を高めた。優秀作品については表彰し、県教育長賞の作品はポスターとして学校等に配布、啓発に役立てた。 	○
	自殺予防週間(9月10日～9月16日)と自殺対策強化月間(3月)を中心に、県・市町村・関係団体等が連携してマスメディア等を活用し、自殺予防についての普及啓発を行います。	健康推進課 精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発活動として自殺予防啓発ティッシュを配るとともに、相談窓口を記載したリーフレットの配布、ラジオ放送等の普及啓発を行った。 ・県庁県民室、県立図書館などで自殺予防パネル展示、県自殺対策推進センターのリーフレットや啓発用クリアアファイル、啓発用ポケットティッシュ等を配布。 ・地域で開催されるイベントの機会をとらえて自殺に関するパネルの展示や啓発用パンフレットの配布等を実施。 	○
	県自殺対策推進センターにおいて、大学生等若者を対象に自殺の現状や予防、地域の相談先に関する情報等について普及啓発を行います。	精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・若年者への普及啓発として、大学生を対象に、アルコール関連問題対策と同時に講座を催し、若者の自殺予防を含む精神保健への意識の向上に努めた。 〈実施校・受講者〉R3年度：5大学241人、R4年度：6大学312人、R5年度：5大学2専門学校458人、R6年度：9校417人 	○
	アルコール、薬物、ギャンブル等依存症についての啓発活動を行います。	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日～20日)及びアルコール関連問題啓発週間(11月10日～16日)において、県の広報媒体(RSK ラジオ、FM 岡山、SNS)を活用した相談窓口の周知、県庁エレベーターへのポスター掲示、市町村や保健所などへのポスター掲示の依頼などにより県民への普及啓発を行った。 	○
		精神保健福祉センター 保健所・支所	<ul style="list-style-type: none"> ・若年者への普及啓発として、大学生を対象に、自殺予防対策と同時に講座を催し、若者のアルコール関連問題を含む精神保健への意識の向上に努めた。 ・地域で開催されるイベントの機会をとらえてアルコール、薬物、ギャンブル等依存症に関するパネルの展示や啓発用パンフレットの配布等を実施。 	○

評価・・・○（当初の計画通りに進展した）、△（おおむね順調に進展した）、×（進展は不十分だった）

項目	取組	担当課	評価理由・実績	評価
4 生きることの促進要因への支援	4-(ア)相談体制の整備			
	県自殺対策推進センターにおいて、自殺に関する電話相談を行います。	精神保健福祉センター	・メンタルヘルスに関する悩みや情報を求めている方に対する電話による相談支援を通年実施。 〈実施日〉月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）9：30～12:00、13：00～16：00 〈相談件数〉R3年度：542件、R4年度：535件、R5年度：173件、R6年度：141件 （※R5年度から自殺危険度が無い相談（無言電話等）は件数に計上していない。）	○
	アルコール、薬物、ギャンブル等依存症についての相談を行います。	精神保健福祉センター 保健所・支所	・依存症相談員を配置し、相談者の状況に応じた適切な相談、指導を含めた支援を実施。 〈相談件数〉R3年度：199件、R4年度：164件、R5年度：188件、R6年度：240件 ・市町や関係機関と連携し、家庭訪問や面接などの相談支援を実施。断酒会や専門医との個別相談を通じて医療への橋渡しや支援を行った。	○
	精神的な苦痛となる犯罪等について、被害の未然防止に関する相談、生活の安全と平穏に関する総合相談窓口の設置による精神的な負担の緩和や問題解決の相談を行います。	警察本部 県民広報課	・警察総合相談電話及び警察本部代表電話等を通じて24時間対応しており、犯罪被害の未然防止、生活安全等に関する警察安全相談窓口に寄せられた相談に対し、助言、誘導を行い、相談者の精神的負担緩和や問題解決に努めた。	○
	犯罪被害者等の権益保護を図るため、総合的な対応窓口を設置して支援に関する適切な情報提供を行うとともに、心身に受けた被害から回復できるよう関係機関と協力して支援します。	くらし安全安心課	・犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、総合的対応窓口において、支援に関する適切な情報提供を行うとともに、関係機関との連絡、調整を行った。	○
	県内で暮らす外国人を支援するため、岡山県外国人相談センターにおいて、経済問題や健康問題など自殺の原因となりうる相談を含む生活相談に多言語で対応します。	国際課	・県内で暮らす外国人を支援するため、岡山県外国人相談センターにおいて、経済問題や健康問題など自殺の原因となりうる相談を含む生活相談に多言語で対応。 〈相談件数〉R3年度：1,090件、R4年度：1,080件、R5年度：1,070件、R6年度：1,074件	○
	4-(イ)自殺リスクを低下させる取組			
	自殺リスクの高い人の相談について、訪問や関係機関への連絡等による連携を図り適切な支援を行います。	精神保健福祉センター 保健所・支所	・精神保健福祉センターにて受けた相談に対してリスクアセスメントを行い、ハイリスク者には継続相談と適切な支援機関へつなぐことで、自殺リスクの軽減を図った。 〈危険度2※以上の相談件数〉R3年度：86件、R4年度：64件、R5年度：88件、R6年度：82件 ※危険度2とは、自殺に傾く何らかの思考を持っており、リスクアセスメントシートにより自殺リスクがある状態のこと。 ・相談者に対し家庭訪問や面接などで支援を行い、医療やサービスが必要な場合は関係機関と連携して対応。	○
	救急病院に搬送された自殺未遂者に対して、医師、保健師、精神保健福祉士などの多職種で構成する自殺未遂者支援チームを病院に派遣し、保健所・市町村等と協力して医療機関などの適切な地域資源へつなぎ、生活支援を行います。	精神保健福祉センター	・救急医療機関等の自殺未遂者の退院に際し、地域での相談支援が必要とされる方に、保健所・支所と連携して支援を行った。 （病院からの未遂者支援依頼人数）R3年度：0人、R4年度：1人、R5年度：2人、R6年度：3人	○

評価・・・○ (当初の計画通りに進展した)、△ (おおむね順調に進展した)、× (進展は不十分だった)

項目	取組	担当課	評価理由・実績	評価
4 生きることの促進要因への支援	産後うつ予防や子ども虐待予防等のため、関係機関等と連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組みます。	健康推進課	・妊娠中からの切れ目のない支援システムや「妊産婦受け入れ協力医療機関（精神科・心療内科）リスト」を活用して産科・精神科・小児科医療機関及び保健所・市町村が連携を図り、個別支援等を実施。	△
	インターネット上における自殺予告事案を認知した場合には、適切に対応します。	警察本部 サイバー犯罪対策課	・インターネット利用者等からの通報やサイバーパトロールにより認知した自殺予告事案について、プロバイダ等に契約者情報を緊急照会するなどして投稿者の安否確認を実施。	○
	警察活動を通じて自殺のおそれのある精神障害者と思慮される人等を見つけた場合は、関係機関への通報を行います。	警察本部 生活安全企画課	・警察活動により自殺のおそれのある精神障害者と思慮される人等を見つけた際には、精神保健福祉法第23条に基づき関係機関への通報を行い、適切な保護活動を行った。	○
	アルコール・薬物・ギャンブル等依存症への正しい理解と知識の普及、当事者や家族を相談・治療・回復支援につなげるための連携体制を強化します。	健康推進課	・当事者や家族の回復支援を目的に、自助グループ団体へ補助金を交付。 ・精神科医療センターに委託し、連携会議や研修を通じて情報共有と人材育成を実施。 ・県断酒新生会のセミナーに協力し、アルコール問題の連携体制強化に努めた。	△
		医薬安全課	・県内の小学校6年生と高校3年生の家庭、およびスポーツイベントで啓発冊子や資材を配布。 ・大府防止啓発のため、マンガ動画を県ホームページやSNS広告で公開。 ・市販薬乱用防止のため、相談を促す動画を作成し、SNS広告で啓発。 （動画再生回数）R4年度：約7万8千回、R5年度：約39万回、R6年度：約70万回 （動画再生回数）R6年度：約30万回	○
	医療を中心とする専門職で構成する多職種チームによるアウトリーチ（訪問支援活動）を行います。	精神保健福祉センター	・地域で孤立し、医療導入や治療継続が困難な者に対して、保健所・市町村と連携し、多職種・多機関でのアウトリーチ支援を実施。 （アウトリーチ支援実施）R3年度：実53件/延527件、R4年度：実38件/延750件、R5年度：実33件/延698件、R6年度：実25件/延308件	○
		人権・男女共同参画課	・岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）等において、専門相談員によるDV被害者のための相談窓口を設置・運営。 （DV相談件数）R3年度：391件、R4年度：371件、R5年度：289件、R6年度：135件	○
	心身を傷つけられ、人権を侵害されるなど、複雑で深刻化する現代の女性の様々な問題に対して、保護・自立支援など専門的支援を行います。	地域福祉課	・精神的な問題を抱える女性へ、相談・保護・自立支援など、それぞれのニーズに応じた支援を提供するほか、関係機関との連携や相談員等の資質向上のため研修を実施。	○
		警察本部 人身安全対策課	・DV事案など危害の恐れがある相談に迅速対応し、安全確保を最優先に保護対策を実施。	○

評価・・・○（当初の計画通りに進展した）、△（おおむね順調に進展した）、×（進展は不十分だった）

項目	取組	担当課	評価理由・実績	評価
4 生きることの促進要因への支援	子育てと生計の維持を一人で担い、様々な困難を抱えているひとり親家庭の方の、不安や悩みごとに対する相談、利用できる制度の紹介や就職支援を行います。	子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭支援センターにて生活・就業に係る相談対応を行うほか、県ホームページや各種広報媒体にてひとり親が活用できる制度を紹介。 〈相談件数〉R3年度：1,290件、R4年度：1,069件、R5年度：1,267件、R6年度：1,512件 〈就職支援〉R4年度：20人、R5年度：19人、R6年度：21人 	○
	性的少数者は、社会や地域の無理解や偏見等の社会的要因によって自殺念慮を抱えることもあることから、性的少数者を正しく理解し、多様な性を認める教育・啓発に取り組みます。	人権・男女共同参画課 教育庁 人権教育・生徒指導課	<ul style="list-style-type: none"> SOGI や LGBTIQ について説明したチラシをスポーツイベントや講座で配布、県ホームページでも情報提供。 UD アンバサダー養成講座で「多様な性」をテーマに講座を実施。 職員向けガイドブックや県民向けパンフレットを作成し、性の多様性への理解を促進。 研修講座やeラーニングを通じて、性的少数者が抱える生きづらさや自殺リスクの高さについて、資料を用いて説明し理解を深めた。 	○
4-(ウ)生きることの促進要因を増やす取組				
4 生きることの促進要因への支援	障害のある人を含め、働く希望のある人すべてが、その適性と能力に応じて働くことができるよう、ハローワーク等と緊密に連携しながら、働きやすい職場環境の確保などを企業に働きかけるとともに、就職面接会の開催や県立高等技術専門学校、さらには企業、社会福祉法人、民間教育機関等多様な委託先を活用した職業訓練の実施による就労支援を行います。	障害福祉課 労働雇用政策課	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の就労、生活の両面をサポートする障害者就業・生活支援センターを核とし、福祉事業所から一般就労への移行を促進。 県内のハローワークと連携して障害者向け就職面接会を開催。 〈参加者〉R4年度：企業53社、就職者30人、R5年度：企業80社、就職者53人、R6年度：企業87社、就職者41人 障害者委託訓練を企業へ委託により実施。 〈修了者〉R4年度：2人、R5年度：2人、R6年度：3人 県立高等技術専門学校で新卒者や離職者を対象に訓練科で職業訓練を実施。 〈久校者〉R3年度：134人、R4年度：163人、R5年度：146人、R6年度：138人 民間教育訓練機関に委託し、離職者向けに職業訓練を実施。 〈受講者〉R3年度：762人、R4年度：681人、R5年度：569人、R6年度：541人 	△
	家庭、地域、職場等あらゆる場での人権啓発に取り組みむとともに、人権に関する相談・支援体制の充実を推進します。	人権・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 人権に関する相談窓口チラシを作成し、県ホームページ掲載、イベントや研修会で配布、公民館等200か所で配布。 人権相談機関の相談員向け研修を開催し専門知識の習得と相談機関間の連携を促進。（年1回） 	○

評価・・・○ (当初の計画通りに進展した)、△ (おおむね順調に進展した)、× (進展は不十分だった)

項目	取組	担当課	評価理由・実績	評価
4	4-(エ) 遺された人への支援 大切な人の死により遺された方に対して必要な情報を提供するとともに、保健所等において、自死遺族の会(わかちあいの会)を開催し、自死遺族同士の交流の場の提供による遺族の心理的苦痛の緩和に努めます。	精神保健福祉センター 保健所・支所	<ul style="list-style-type: none"> 自死関連の相談に傾聴と支援機関へのつなぎを実施し、遺族には保健所で行われている自死遺族の会を紹介するほか、自死遺族に向けたリーフレットをパネル展示。 備前・備中・美作保健所において、大切な方を自殺で亡くされた方を対象に、抱えている感情や体験を語り合う場としてわかちあいの会を開催。 	○ ○
5	SOSの出し方に関する教育	教育庁 人権教育・生徒指導課	<ul style="list-style-type: none"> 「SOSの出し方に関する教育」に係る研修講座を開催。(再掲) 小学校編から高等学校編までの「自殺予防教育学習プログラム」を改訂し、県立学校訪問研修にて使用、周知。(再掲) 心と命のサポート事業による講師派遣。(再掲) 	○

〈重点施策〉

評価・・・○ (当初の計画通りに進展した)、△ (おおむね順調に進展した)、× (進展は不十分だった)

項目	取組	担当課	評価理由・実績	評価
1	1-(ア) いじめを苦にした子どもの自殺の予防 「いじめ防止対策推進法」及び「岡山県いじめ問題対策基本方針」に基づき、「岡山県いじめ問題対策連絡協議会」等を設置し、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処の観点から総合的かつ効果的ないじめ問題への対策を推進します。 アプリを利用した匿名によるいじめ等の相談・報告システムを活用し、いじめられている生徒だけでなく、いじめ等を見かけた生徒も安心して相談できる環境を整備し、外から見えにくいいじめ等の早期発見、早期対応を図ります。	教育庁 人権教育・生徒指導課 教育庁 人権教育・生徒指導課	<ul style="list-style-type: none"> 岡山県いじめ問題対策連絡協議会で関係機関と連携し、専門家の意見を基に施策の効果を検証し、今後の方針を検討。(年1回) 岡山県いじめ問題対策専門委員会で、いじめ対策の実効性を高めるために委員へ情報提供。(年1回) 令和元年度から全県立学校で匿名相談を実施し、専門相談員と連携して学校と情報共有することで、対面相談に繋がりが解決した事案も多い。(相談件数) R3年度：866件(28件)、R4年度：1,368件(12件)、R5年度：865件(14件)、R6年度：482件(15件) ※ () は相談件数のうちいじめに関する件数 	○ ○

評価・・・○（当初の計画通りに進展した）、△（おおむね順調に進展した）、×（進展は不十分だった）

項目	取組	担当課	評価理由・実績	評価
1 子ども・若者への自殺対策の強化	1-(イ)子どもへの支援の充実	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの心の発達相談等事業への専門職の派遣 〈派遣回数〉R3年度：医師23回・公認心理士10回、R4年度：医師24回・公認心理士17回、R5年度：医師18回・公認心理士17回、R6年度：公認心理士9回 専門研修会、セミナー等の開催 〈開催数〉R3年度：8回、R4年度：6回、R5年度：11回、R6年度：14回 学校・教育委員会での講演 〈開催数〉R4年度：4回、R5年度：3回、R6年度：1回 	○
		子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> NP0 法人「未来へ」に委託し、児童養護施設退所予定の子どもにもセミナーを実施し、退所者への生活相談などの支援を実施。 〈相談件数〉R3年度：496件、R4年度：792件、R5年度：466件、R6年度：513件 	△
		子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 乳児家庭訪問事業の支援や保健と福祉の連携強化を行い、市町村の要保護児童対策調整機関調整担当者に向けた研修で資質向上を図った。 〈延受講者〉R3年度：348人、R4年度：394人、R5年度：339人、R6年度：417人 	△
		警察本部 人身安全対策課	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待事案に対し、安全確保を最優先に早期発見と関係機関との連携を強化し、早期支援につなげる対策を実施。 	○
		子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 児童家庭支援センターの運営を支援し、地域の相談機能を強化。 〈相談件数〉R3年度：1,076件、R4年度：1,249件、R5年度：1,256件、R6年度：1,314件 子どものショートステイ・トワイライトステイの実績があった市町に対し交付金を交付。 子育て世帯訪問支援事業の実績があった市町に対し交付金を交付。 保護者の養育負担の軽減を図る支援の実施を通じて、虐待の未然防止に努めた。 	○
		教育庁 人権教育・生徒指導課	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校教員対象のスクールカウンセラー配置事業連絡協議会を開催（年各1回） 高等学校・特別支援学校教育相談担当者研修会を開催（年1回） 県内の全公立学校（岡山市立を除く）と全県立高校にスクールカウンセラー等を配置。 	○
		1-(ウ)生徒・学生への支援の充実		
	公立全小・中学校（岡山市立を除く）と全県立高等学校に対して、スクールカウンセラー等の臨床心理に関する専門家によるカウンセリング、教職員への助言・研修等を実施し、学校における教育相談の体制整備及び教育相談力の向上を図ります。			

評価・・・○（当初の計画通りに進展した）、△（おおむね順調に進展した）、×（進展は不十分だった）

項目	取組	担当課	評価理由・実績	評価
1 子ども・若者への自殺対策の強化	県青少年総合相談センターに相談窓口を設置し、必要に応じて臨床心理士に相談できる体制を整備し、青少年に関するあらゆる相談の対応を推進します。	子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 電話相談、面接相談やLINEアプリを利用したSNS相談事業を実施し、青少年に関するあらゆる相談に対応し、必要に応じて関係機関を紹介。 	○
	「24時間子供SOSダイヤル」設置による相談対応を行います。	教育庁 人権教育・生徒指導課	<ul style="list-style-type: none"> いじめ等で不安を感じる児童生徒の相談に24時間対応。 〈相談件数〉R3年度：1,016件、R4年度：846件、R5年度：967件、R6年度：1,044件 	○
	犯罪被害、いじめ、依存症など、青少年を取り巻くスマホ・ネット問題の解決に向け、関係機関が連携し、青少年のスマホ・スマートフォン等の適切な利用の促進を図ります。	子ども家庭課 警察本部 少年課	<ul style="list-style-type: none"> 青少年のスマホ・ネットトラブル防止のため、LINE広告を活用して県のホームページを広報し、適正利用やフィッシングの必要性を啓発。 学校と協力し、県内の小・中学校、高校で非行防止教室を実施し、いじめ防止やスマホ適切利用を通じて非行防止と少年の健全育成を図った。 	△
	青少年や保護者に対して、フィッシングサービスの利用やインターネットの正しい使い方を伝える非行防止教室を実施し、有害な情報から青少年を守るための取組を推進します。	警察本部 少年課	<ul style="list-style-type: none"> 学校と協働して、県内の小・中学校、高等学校での授業や保護者会等において、インターネットモラル向上等を題材とする非行防止教室等を実施。 	△
	学校において、警察と協働で児童生徒の非行防止や健全育成を目的とした講話を交えた教育活動を行います。	教育庁 人権教育・生徒指導課	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において、警察と協働して児童生徒の非行防止や健全育成を目的とした講話を交えた教育活動を実施。 	○
	学校において、警察と協働で児童生徒の非行防止や健全育成を目的とした講話を交えた教育活動を行います。	警察本部 県民広報課 警察本部 少年課	<ul style="list-style-type: none"> 命の大切さへの理解増進、規範意識の向上、犯罪被害者への配慮等を図るため、学校において、協働事業「心と命の教育活動」（犯罪被害者遺族による講演会）を開催。 H27年以降、毎年県下のすべての小・中学校及び高等学校において、非行防止教室を実施し、児童生徒の健全育成に努めた。 	△

注）「再掲」の施策は記載を省略。

評価・・・○（当初の計画通りに進展した）、△（おおむね順調に進展した）、×（進展は不十分だった）

項目	取組	担当課	評価理由・実績	評価	
1 子ども・若者への自殺対策の強化	1-(エ)若者への支援の充実	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもり相談窓口、青少年総合相談センターの設置等による思春期、青年期等のひきこもり防止及び早期発見・早期支援に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもり支援として、ひきこもり地域支援センター（精神保健福祉センター）及びひきこもり相談窓口（保健所・支所）を設置し、電話や来所相談を受け付ける体制を整え、早期支援に取り組んだ。 〈延相談件数〉R3年度：1,645件、R4年度：1,432件、R5年度：2,399件、R6年度：2,229件 ・県青少年総合相談センターに相談窓口を設置し、専任のカウンセラーや心理専門職が青少年の悩み相談に対応するとともに、インターネット広告で認知度を向上させ、ネット・ひきこもりの未然防止・早期支援に取り組んだ。 	○
		子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもりサポーターの協力を得て、本人や家族の相談に応じたり、精神科医や臨床心理士等が地域に Outreach して、本人や家族との座談会を開催したりするなど、社会復帰への足がかりとするための居場所づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所・支所に登録のあるひきこもりサポーターが、保健師等の助言を受けながら相談や訪問等に応じた。 〈派遣回数〉R3年度：29回、R4年度：123回、R5年度：69回、R6年度：31回 ・ひきこもりの本人や家族が安心して相談や交流ができる居場所づくりを委託により実施。 〈延参加者〉R4年度：82人、R5年度：713人、R6年度：746人 	○
		健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> 若者の正規雇用を促進するため、関係機関との緊密な連携の下、企業に対する積極的な正社員採用等の働きかけや、求人情報の提供等のほか、ジョブカフェおみやま（おみやま若者就職支援センター）におけるマンツーマンでのカウンセリング等による若年失業者等への就職支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来所者に対するきめ細かなカウンセリングを実施し、若年者を中心として就職を支援。 〈カウンセリング件数〉R3年度：4,202件、R4年度：3,909件、R5年度：3,646件、R6年度：3,412件 	○
		労働雇用政策課	<ul style="list-style-type: none"> ニートの状況にある若年無業者について、臨床心理士などによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などのほか、協力企業への就労体験ができる地域若者サポーターセッションとの連携による若者の職業的自立の支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域若者サポーターセッションと連携し、企業での就業体験や就労セミナー等の支援を実施。 〈セミナー参加者〉R3年度：966人、R4年度：1,545人、R5年度：1,194人、R6年度：1,302人 	○
		子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 県内の教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関が密接に連携し、総合的・継続的な支援を行う「おみやま子ども・若者サポーターネット」の運営による社会生活で困難を有する子どもや若者の支援を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・おみやま子ども・若者サポーターネットの会議と研修会を開催し、関係機関と情報交換を行い、支援体制の強化を図った。（年1回） 	○

注) 「再掲」の施策は記載を省略。

評価・・・○（当初の計画通りに進展した）、△（おおむね順調に進展した）、×（進展は不十分だった）

項目	取組	担当課	評価理由・実績	評価
2 勤務問題に対する自殺対策の推進	2-(ア)長時間労働の是正			
	過労死等防止のため、国の関係機関等と連携して、年次有給休暇の取得率の向上、メンタルヘルス対策の促進、職場のハラスメント問題の予防・解決に向けた企業への取組を促進します。	労働雇用政策課	岡山労働局や県労働協会と連携し、有給休暇促進の広報、職場問題セミナーを開催し、ガイドブックを通じて制度や相談窓口を周知した。 （セミナー参加者）R3年度：43人、R4年度：40人、R5年度：55人、R6年度：56人	○
	2-(イ)職場におけるメンタルヘルス対策の推進			
	職域など働き盛り世代の心の健康の保持・増進のための普及啓発を行います。	健康推進課	県内4商工会議所へ委託し、メンタルヘルスの研修会、従業員に対する相談会等を実施。 （セミナー及び相談会の開催）R3年度：21回、R4年度：18回、R5年度：21回、R6年度：15回	○
保健所を中心に産業保健と地域保健との連携により職場におけるメンタルヘルス対策を促進するとともに、岡山産業保健総合支援センター等と連携し、同センターが実施する事業場へのメンタルヘルス対策の支援や研修会等の周知、また、県自殺対策推進センターや保健所が実施する相談窓口の周知を相互に行います。	健康推進課	事業所や企業等に出向いて健康教育を行う健康出前講座等において、職場におけるメンタルヘルス対策を推進するとともに、県自殺対策推進センターや保健所が実施する相談窓口の周知を行った。	△	

項目	取組	担当課	評価理由・実績	評価
3 経済問題に対する自殺対策の推進	3-(ア)経済問題に対する相談窓口の整備			
	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある生活困窮者が自立できるよう、県、市町村、社会福祉協議会等関係団体が連携して、本人の状況に応じた相談支援や就労支援に取り組みます。	地域福祉課	県内の生活困窮者自立相談支援機関において、相談・就労支援や住まいの相談支援を他機関と連携しながら実施。	△
	多重債務問題解決のため、関係機関が集まり、円滑かつ効果的な取組を行うための情報交換や意見交換を行う会議の開催及び岡山弁護士会、岡山県司法書士会と協力し多重債務者に対する法律相談会を開催します。	くらし安全安心課	担当者会議の書面開催により情報共有を行うほか、専門家による相談窓口等をホームページで周知し、多重債務者対策を進めた。	○

評価・・・○（当初の計画通りに進展した）、△（おおむね順調に進展した）、×（進展は不十分だった）

項目	取組	担当課	評価理由・実績	評価
3 経済問題に対する自殺対策の推進	3-(イ) 経営者等に対する相談事業の実施 経営課題を抱えている中小企業に対し、岡山県中小企業支援センターで経営や資金繰り等の相談支援を行います。	経営支援課	<ul style="list-style-type: none"> 岡山県中小企業支援センターで経営や資金繰りの相談支援を行い、支援機関と連携して中小企業の課題解決や事業継続を支援。 	○
	岡山県商工会連合会と商工会議所が行う倒産のおそれがある中小企業を対象とする相談事業を支援します。	経営支援課	<ul style="list-style-type: none"> 経営危機にある県内中小企業の支援を行うことにより、事業の継続と発展に貢献。 	○
	3-(ウ) 就職相談事業の実施 人材の確保を希望する県内企業と、県内への就職を希望する方とのマッチング（職業紹介）による就職支援を行います。	労働雇用政策課	<ul style="list-style-type: none"> 県設置の無料職業紹介所（おかやま就職応援センター）において求人情報を提供し、利用者のニーズに応じてオンライン面談を実施。 〈求人総数〉 R3年度：2,854人、R4年度：2,929人、R5年度：3,290人、R6年度：3,387人 	○

項目	取組	担当課	評価理由・実績	評価
4 高齢者に対する自殺対策の強化	高齢者が健康で意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働き続けることができるよう、ハローワークや市町村、シルバークリニクス等と緊密に連携しながら、再就職支援、職業訓練による職業能力の開発等を支援します。	労働雇用政策課	<ul style="list-style-type: none"> 県立高等技術専門学校において、新規卒業者・離職者を対象に職業訓練を実施。（再掲） 民間教育訓練機関へ委託により、離職者等に対する職業訓練を実施。（再掲） 高齢者雇用推進フォーラムを会場及びオンライン配信にて実施。 〈参加者〉 R4年度：会場48人、配信106回再生、R5年度：会場40人、配信87回再生、R6年度：会場40人、配信132回再生 70歳までの就業機会の確保を推進するため、説明会及び専門家による個別相談を実施。 	△
	高齢者が住み慣れたまちで安心して暮らしていただけるように、介護・福祉・健康医療など、さまざまな面から高齢者やその家族を支える相談や支援を行います。	長寿社会課	<ul style="list-style-type: none"> 県内全市町村に設置している地域包括支援センターが高齢者やその家族を様々な面で支援。 県主催で地域包括支援センターの職員向け研修会を開催し、職員の資質向上を図った。 〈研修回数〉 R3年度：2回（参加者延180人）、R4年度：2回（参加者延217人）、R5年度：1回（参加者67人）、R6年度：1回（参加者60人） 	○

評価・・・○（当初の計画通りに進展した）、△（おおむね順調に進展した）、×（進展は不十分だった）

項目	取組	担当課	評価理由・実績	評価
4 高齢者に対する自殺対策の強化	愛育委員、栄養委員、民生委員等との連携による地域における声かけ活動など、自殺の予防となる孤独感・疎外感の防止に取り組みます。	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> 愛育委員による高齢者への声かけ活動や独居高齢者への家庭訪問を実施。 〈実績〉R3年度：428,324人、R4年度：531,059人、R5年度：516,631人、R6年度：655,783人 栄養委員による地域住民に対する声かけや独居高齢者への家庭訪問を一口運動（伝達講習）として実施。望ましい食生活についての普及啓発を行った。 〈実績〉R3年度：44,857人、R4年度：52,180人、R5年度：52,487人、R6年度：52,944人 	△
		地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員活動費補助金の交付、研修会の開催等を行い、民生委員の活動を推進。 	○
		精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> 市町村主催の愛育委員、児童・民生委員、栄養委員、向けにゲートキーパー研修会に精神保健福祉センター職員が講師として出席し、自殺予防に関する知識、声かけの効果、方法について具体的に伝え、地域の声かけ活動を推進。 	○
	保健所・支所	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が実施するゲートキーパー養成講座の企画・運営に参画。 市町村が主催する心の健康出前講座で、管内の現状について保健所から情報提供。 	○	
	くらし安全安心課	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談等に対し、助言・情報提供や解決に向けたあつせん等を行うとともに、特殊詐欺被害防止カレンダ―や「特殊詐欺被害防止見守りハンドブック」の作成・配布等による広報啓発を実施。 	○	
	警察本部 生活安全企画課 警察本部 生活安全捜査課	<ul style="list-style-type: none"> 特殊詐欺や悪質商法の被害防止に向けて、相談等に的確に対応するとともに、悪質事業者の徹底検挙や啓発活動を推進します。 悪質事業者による生活経済事犯等の検挙により、悪質商法等の被害防止を図った。 	○	

自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

○自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人で過去最多となった(平成30年以降、約43%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍)。

10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。

○こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)

- 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
- こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができ、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

- こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)
- 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)

3. 基本的施策の拡充

- 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)
- 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定(第18条)
- 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)
- 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)
- 自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)

4. 協議会(第4章)

- 地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができることとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)

- 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)

- こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

改正自殺対策基本法条文

自殺対策基本法

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）
- 第四章 協議会（第二十三条—第二十五条）
- 第五章 自殺総合対策会議等（第二十六条—第二十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、関係機関、関係団体その他の関係者の連携と協働により、社会的な取組として推進されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。
- 6 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関し適切な配慮がなされるようにするための取組の促進について特に留意されなければならない。
- 7 こどもに係る自殺対策は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体で取り組むことを基本として、行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条第一項及び第五条において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進しなければならない。

(地方公共団体の責務)

第三条の二 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校の責務)

第五条 学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めるものとする。

(国民の理解)

第六条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十六条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、及び困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発を行うとともに、自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置のほか、精神保健に関する知識の向上その他の当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれが

ある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、精神科医その他の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定により整備する体制においては、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、自殺の発生を回避するための適切な対処を行う上で必要な情報が、当該対処を行う関係機関及び関係団体に対し迅速かつ適切に提供されるようにするものとし、そのために必要な措置が講じられなければならない。

3 国及び地方公共団体は、自殺の防止の観点から、自殺の助長につながるような情報、物品、設備等についてその適切な管理、配慮等に関して注意を促すために必要な措置を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切かつ継続的な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響、その生活上の不安等が緩和されるよう、当該親族等への総合的な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議会

（協議会の設置等）

第二十三条 地方公共団体は、第十九条及び第二十条の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、単独で又は共同して、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。）、医療機関、当該地域を管轄する警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者をもって構成する協議会（次項及び次条において「協議会」という。）を置くことができる。

2 前項の規定により協議会を設置する地方公共団体は、協議会において次条第一項の規定によりこどもの自殺の防止のための対処、支援等の措置に関し協議を行うときは、あらかじめ、協議会を構成する者に、当該協議を行う事項を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

（協議会の事務等）

第二十四条 協議会は、前条第一項に規定する施策を適切かつ効果的に実施するため、こどもの自

殺の防止等について必要な情報の交換を行うとともに、必要な対処、支援等の措置に関する協議を行うものとする。

- 2 協議会は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関その他の関係者に対して、資料又は情報の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の国の関係行政機関の長及び都道府県は、こどもの自殺の防止等に関し、協議会を構成する者の求めに応じて、必要な助言、資料の提供その他の協力を行うことができる。
- 4 次の各号に掲げる協議会を構成する者の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又は当該者であった者
- 5 前条及び前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(罰則)

第二十五条 前条第四項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十六条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十七条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十八条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 自殺対策については、自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況、自殺対策等に関する最新の知見その他社会経済情勢の変化を踏まえ、適宜、その在り方に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする。

岡山県自殺対策連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、岡山県自殺対策連絡協議会（以下「協議会」）という。

(目的)

第2条 協議会は、公的機関と民間団体とが協働して、県内の自殺の発生状況やその背景を調査・分析し、その特性に応じた具体的な取組みの方向性の協議等を行う場として設置する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 自殺の発生状況等に関する情報交換
- (2) 自殺の背景等に関する調査・分析
- (3) 自殺の特性に応じた具体的な取組みの方向性の協議
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(構成機関・団体)

第4条 協議会の構成機関・団体（以下「構成団体」という。）は、別紙のとおりとする。

(委員等)

第5条 協議会に、構成団体から選出された委員を置く。

2 協議会に、委員長を置く。

3 委員長は、岡山県精神保健福祉センター所長をもって充てる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、岡山県保健医療部健康推進課に事務局を置く。

(会議)

第7条 協議会の会議は、委員長が招集する。

附 則

この規約は、平成18年11月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年8月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

岡山県自殺対策連絡協議会構成機関・団体名簿

構成機関・団体名
岡山県医師会
岡山県精神科病院協会
岡山県精神神経科診療所協会
岡山弁護士会
岡山県司法書士会
(福)岡山いのちの電話協会
岡山県民生委員児童委員協議会
岡山県愛育委員連合会
岡山県経営者協会
岡山県保健所長会
岡山労働局職業安定部職業対策課
岡山労働局労働基準部健康安全課
岡山県警察本部生活安全企画課
岡山県教育庁人権教育・生徒指導課
岡山県県民生活部くらし安全安心課
岡山県保健医療部医薬安全課
岡山県子ども・福祉部子ども家庭課
岡山県産業労働部労働雇用政策課
岡山県精神保健福祉センター
岡山県保健医療部健康推進課

岡山県自殺対策連絡協議会の公開について

(1) 協議会の公開について

- ・会議は原則公開とする。
- ・ただし、出席委員の3分の2以上の多数で非公開とすることを議決した場合は、非公開となる。

(2) 開催の周知

- ・会議開催の前までに、開催について報道機関に発表するとともに、健康推進課ホームページに掲載する。

(3) 報道機関への公開

- ・会場内に報道席を設け、会議の取材を可能とする。

(4) 一般県民への公開

- ・会場内に傍聴席を設け、会議の傍聴を可能とする。
- ・傍聴者の定員は5名程度（先着順）とし、開議前に受け付ける。
- ・議事の進行を妨げる者に対しては、議長より退場を命ずることができる。
- ・その他詳細は別紙「会議傍聴要領」のとおりとする。

(5) 議事概要等の公開

- ・議事概要及び会議資料は、会議終了後健康推進課ホームページに掲載する。

《参考》

【非公開とすることができる事例の概要】

- 法令又は条例の定めるところにより公にすることができないとされている情報
- 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- 県の機関、国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

傍 聴 要 領

岡山県自殺対策連絡協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、会議の会長の許可を受けただうえで、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、あらかじめ審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。